

# 始良中央合併協議会 第5回会議



平成16年11月19日(金)午後1時30分

国分シビックセンター多目的ホール

## 第5回始良中央合併協議会会議次第

日時 平成16年11月19日（金）午後1時30分から  
場所 国分シビックセンター多目的ホール

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 諸般の報告
- 4 議 事

### （報告事項）

- (1) 報告第12号 新市の事務所の位置について(協定項目4) …………… 1・2

### （協議事項）

- (2) 協議第60号-2 新市まちづくり計画について(協定項目6) …………… 3
- (3) 協議第63号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて  
(協定項目9) …………… 4～16
- (4) 協議第64号 地方税の取扱いについて(協定項目10) …………… 17～43
- (5) 協議第65号 国民健康保険事業の取扱いについて(協定項目21) …………… 44～55
- (6) 協議第66号 納税関係事業の取扱いについて(協定項目25-5) …………… 56～63
- (7) 協議第67号 その他事業(交通災害共済事業)の取扱いについて  
(協定項目25-27-④) …… 64～70

- 5 その他

- (1) 住民説明資料について …………… 別 冊
- (2) 次回の会議日程等について

- 6 閉 会

### ＜配付資料＞

- ・ 第5回協議会資料                      ・ 新市まちづくり計画書                      ・ 住民説明資料（当日配布）

### ＜次回の協議会の開催日程＞

第6回協議会は、11月25日(木)午後1時30分から国分シビックセンター多目的ホールで開催する予定です。

諸般の報告(協議会の行事や事務局の動き) 第5回協議会

期 日	内 容	備 考
11月4日 木	第2回合併の期日検討小委員会: 国分シビックセンター議会棟 第4回協議会: 多目的ホール 第4回まちづくりプロジェクト会議: 国分市 都市計画分科会: 隼人町	調整班 総務班 計画班 調整班
11月8日 木	住民専門部会・分科会(税務関係): 隼人町 総務専門部会: 国分市	調整班 〃
11月9日 月	農業委員会分科会: 横川町	調整班
11月10日 日	総務分科会: 国分市 財政分科会: 国分市 水道分科会: 国分市	調整班 〃 〃
11月11日 水	住基・戸籍分科会: 国分市	調整班
11月12日 木	第4回幹事会: 行政棟3階庁議室	総務班
11月15日 月	社会教育分科会: 隼人町	調整班
11月17日 水	第3回まちづくりフォーラム会議: 多目的ホール	計画班
11月19日 金	第5回協議会: 多目的ホール	総務班

期 日	内 容	備 考
11月24日 水	第5回幹事会: 行政棟3階庁議室	総務班
11月25日 木	第6回協議会: 多目的ホール 都市計画分科会: 隼人町	総務班 調整班

新市の事務所の位置について（協定項目4）

新市の事務所の位置について、第4回協議会の協議を踏まえ、次のとおり文言を整理したので報告する。

- 1 新市の事務所（本庁）の位置については、当面は、国分市中央三丁目45番1号（現国分市役所）に置き、新市において検討する。
- 2 事務所の設置方式は、住民サービスの低下を招かないように、おおむね10年は、総合支所方式とし、現在の国分市、横川町、牧園町、霧島町、隼人町及び福山町のそれぞれの市役所、役場をすべて総合支所として、また現在の牧之原支所は支所とする。将来的には、住民サービスが低下しない行政コスト削減の実現を図る必要があり、方式については、新市において検討する。
- 3 庁舎建設については、当面は既存の庁舎を活用しながら、新市において検討する。

平成16年11月19日提出

始良中央合併協議会  
会長 鶴丸 明人

報告第12号 新市の事務所の位置について

第1回協議会での承認事項

- 1 新市の事務所（本庁）の位置については、当面は、国分市中央三丁目45番1号（現国分市役所）に置き、新市において検討する。
- 2 事務所の設置方式は、住民サービスの低下を招かないように、当面は、総合支所方式とし、現在の国分市、横川町、牧園町、霧島町、隼人町及び福山町のそれぞれの市役所、役場をすべて総合支所として、また現在の牧之原支所は支所とする。将来的には、住民サービスが低下しない行政コスト削減の実現を図る必要があり、方式については、新市において検討する。
- 3 庁舎建設については、当面は既存の庁舎を活用しながら、新市において検討する。



修正案

- 1 同左
- 2 事務所の設置方式は、住民サービスの低下を招かないように、おおむね10年は、総合支所方式とし、現在の国分市、横川町、牧園町、霧島町、隼人町及び福山町のそれぞれの市役所、役場をすべて総合支所として、また現在の牧之原支所は支所とする。将来的には、住民サービスが低下しない行政コスト削減の実現を図る必要があり、方式については、新市において検討する。
- 3 同左

新市まちづくり計画について（協定項目6）

新市まちづくり計画を次のとおり定めることについて協議を求める。

新市まちづくり計画は、別添「新市まちづくり計画」に定めるとおりとする。

平成16年11月19日提出

始良中央合併協議会  
会長 鶴丸 明人

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて（協定項目9）

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

- 1 新市に1つの農業委員会を置く。
- 2 合併時に農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成18年4月30日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
- 3 在任特例後、行われる選挙については、選挙による委員の定数を30人とし、旧市町単位で選挙区を設置する。ただし、各選挙区の委員の定数は、新市において調整する。

平成16年11月19日提出

始良中央合併協議会  
会長 鶴丸明人

始良中央合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	9 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	関 係 項 目	
調整の内容	1 新市に1つの農業委員会を置く。 2 合併時に農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成18年4月30日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。 3 在任特例後、行われる選挙については、選挙による委員の定数を30人とし、旧市町単位で選挙区を設置する。ただし、各選挙区の委員の定数は、新市において調整する。		

1. 農業委員会の数  
・現在の区域面積及び農地面積

区分	1市5町							計	備考
	国分市	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町			
区域面積 (ha)	12,251	7,045	12,966	8,254	6,649	6,852		54,017	平成13年10月1日現在
農地面積 (ha)	1,290	618	1,080	533	1,060	877		5,458	平成15年度農水省統計情報

2. 選挙による委員数  
・現在の選挙による委員数

区分	1市5町							計	備考
	国分市	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町			
公選委員数 (人)	13	10	10	10	10	10		63	平成16年4月1日現在
定数 (人)	13	10	10	10	10	10		63	

3. 選挙による委員の任期

区分	1市5町						備 考
	国分市	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	
任 期	平成14年7月20日 ～ 平成17年7月19日	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	※合併期日が平成17年11月7日に決定し、委員の任期満了日が平成17年7月19日である。よって任期が終わる日の前30日以内に選挙を行うことになる。



始良中央合併協議会の調整内容

参考資料

協 議 事 項	9 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	関 係 項 目
調整の内容	1 新市に1つの農業委員会を置く。 2 合併時に農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成18年4月30日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。 3 在任特例後、行われる選挙については、選挙による委員の定数を30人とし、旧市町単位で選挙区を設置する。ただし、各選挙区の委員の定数は、新市において調整する。	

4. 選挙区設定の可否

区分	1市5町							計	備考
	国分市	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町			
農地面積 (ha)	1,290	618	1,080	533	1,060	877		5,458	平成15年度農水省統計情報
基準農業者数	1,858	717	879	657	1,122	750		5,983	2000年農林業センサス
選挙区の設定	可	可	可	可	可	可		—	

5. 選任による委員の定数及び任期

・現在の選任委員の数

区分	1市5町							計	備考
	国分市	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町			
農業協同組合	1	1	1	1	1	1		6	平成16年4月1日現在
農業共済組合	1	1	1	1	1	1		6	
議 会	5	2	3	2	3	3		18	
合 計	7	4	5	4	5	5		30	

※農業協同組合は、あいら農業協同組合。農業共済組合はかごしま中部農業共済組合。（平成16年4月1日現在）

・現在の選任委員の任期

農業委員会等に関する法律第15条第4項により、選任された委員は、一般選挙により選挙された委員の任期満了の日（選挙された委員の全員がすべてなくなったときは、そのなくなった日）まで在任する。

耕地面積の推移 数字の出典：九州農政局鹿児島統計情報事務所隼人出張所編集のポケット要覧

(単位 ha)

市町名	昭和63年	平成元年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
国分市	1,790	1,770	1,720	1,700	1,670	1,670	1,620	1,620	1,560	1,500	1,440	1,380	1,350	1,320	1,300	1,290
横川町	719	706	693	689	682	682	674	674	652	646	641	633	629	625	625	618
牧園町	1,240	1,230	1,210	1,200	1,190	1,190	1,170	1,170	1,120	1,120	1,110	1,110	1,090	1,090	1,080	1,080
霧島町	610	596	586	579	574	574	563	563	559	556	553	547	545	543	534	533
隼人町	1,320	1,300	1,270	1,250	1,230	1,230	1,200	1,200	1,150	1,130	1,110	1,100	1,080	1,070	1,070	1,060
福山町	949	945	949	947	943	943	931	931	913	912	907	896	889	887	884	877
合計	6,628	6,547	6,428	6,365	6,289	6,289	6,158	6,158	5,954	5,864	5,761	5,666	5,583	5,535	5,493	5,458
昭和63年を100		98.8%	97.0%	96.0%	94.9%	94.9%	92.9%	92.9%	89.8%	88.5%	86.9%	85.5%	84.2%	83.5%	82.9%	82.3%
昭和63年より減少面積		81	200	263	339	339	470	470	674	764	867	962	1,045	1,093	1,135	1,170
単年度の減少面積		81	119	63	76	0	131	0	204	90	103	95	83	48	42	35

農地法

第三条

農地または採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し若しくは移転する場合には、省令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。

第四条

農地を農地以外のものにする者は、省令で定める手続きに従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。（自作農地の転用）

第五条

農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のものにするため、これらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、省令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の許可を受けなければならない。（他人の農地の転用に係る権利移転等）

利用権設定

農業経営基盤強化促進法第一九条の規定による農地の貸借等の権利設定（農地の貸し借り）

委員報酬額調べについて（平成16年4月現在）

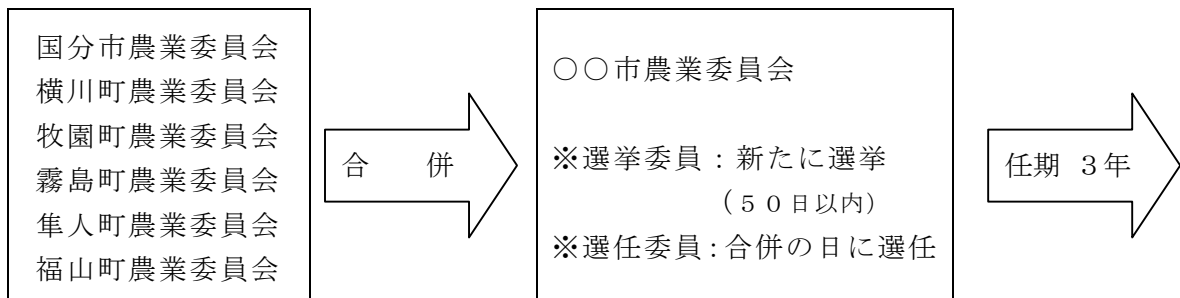
項目		市町名						計
		国分市	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町	
会長報酬	月額（円）	79,600	67,000	71,200	69,400	90,300	68,400	
	年額（円）	955,200	804,000	854,400	832,800	1,083,600	820,800	
	人数（人）	1	1	1	1	1	1	
	年額小計（円）	955,200	804,000	854,400	832,800	1,083,600	820,800	
会長代理報酬	月額（円）	60,700	50,000	51,300	51,300	48,100	49,800	
	年額（円）	728,400	600,000	615,600	615,600	577,200	597,600	
	人数（人）	1	1	1	1	1	1	
	年額小計（円）	728,400	600,000	615,600	615,600	577,200	597,600	
委員報酬	月額（円）	50,600	46,000	48,900	48,300	46,900	47,300	
	年額（円）	607,200	552,000	586,800	579,600	562,800	567,600	
	人数（人）	18	12	13	12	13	13	
	年額小計（円）	10,929,600	6,624,000	7,628,400	6,955,200	7,316,400	7,378,800	
委員数合計（人）		20	14	15	14	15	15	93
委員報酬合計（円）		12,613,200	8,028,000	9,098,400	8,403,600	8,977,200	8,797,200	55,917,600

## 農業委員会の定数・任期等に関する制度の内容（新設合併）

### 1 「合併後1農業委員会を設置」（原則）

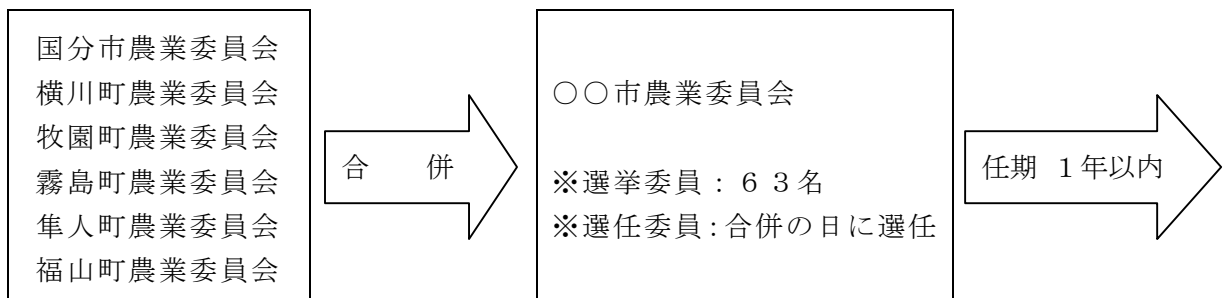
合併関係市町の農業委員会は全て廃止され（よって選挙委員、選任委員ともに身分を失い）、新設の新市につき1つの農業委員会となる。（選挙委員は配置分合の日から50日以内に設置による一般選挙を行う。選任委員は合併の日を選任する）

- ・「農業委員会等に関する法律」第11条（公職選挙法の準用）  
「公職選挙法」第33条第3項（設置選挙は50日以内）
- ・「農業委員会等に関する法律」第12条（選任による委員）



### 2 「合併後1農業委員会を設置」（在任特例）

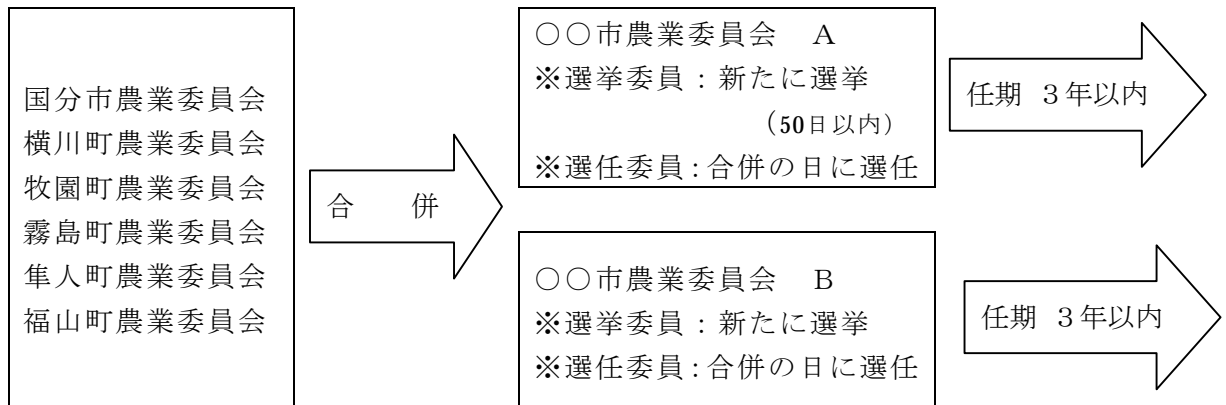
市町村合併の際、合併関係市町村の農業委員会の選挙委員であって当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、80人以内の範囲で定められた数の者に限り、市町村の合併後1年以内でその協議で定められた期間は、引き続き合併後の新市の選挙委員として在任することが出来る（本地区63名の選挙委員は全員在任）



- ・「市町村の合併の特例に関する法律」第8条第1項第1号

協議により定められた所定期間経過後は、原則に戻り、一般選挙を行うこととなります。なお、この特例措置は、合併関係市町の協議（協議は、各市町の各議会の議決を経なければならない、協議が成立したときは、各市町は、直ちにその内容を告示しなければならない）により講ずることができます。この特例は選挙委員に関する規定であり、選任委員については合併の日を選任する必要があります。

- 3 「合併後2以上の農業委員会を設置……「農業委員会等に関する法律」第3条第2項」  
 合併後の市町村が、農業委員会等に関する法律施行令第2条の2に規定する要件を満たした場合（市町区域面積が24,000haを超える、または、農地面積が7,000haを超える）は、新市に2以上の農業委員会を設置することができる。（この場合、その市町村の配置分合の日から50日以内に、その農業委員会ごとに設置による選挙委員の一般選挙を行わなければなりません。選任委員については、各委員会ごとに、合併の日に速やかに選任します。）



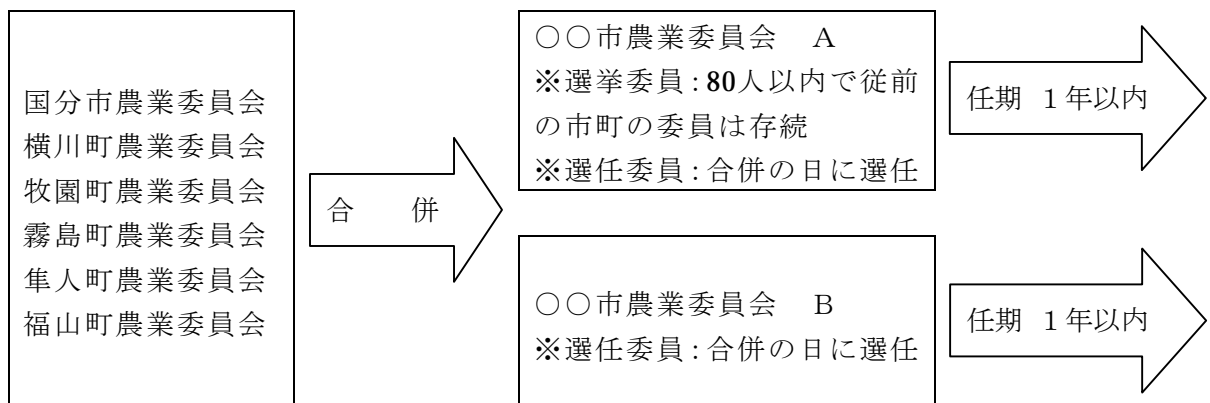
※A、B農業委員会の定数はその管轄する区域の農地面積、基準農業者数により「農業委員会等に関する施行令」第2条の2に定める基準に従い、条例で定める。

- ・「農業委員会等に関する法律」第7条第1項（選挙による委員）

4 「合併後2以上の農業委員会を設置」（在任特例）

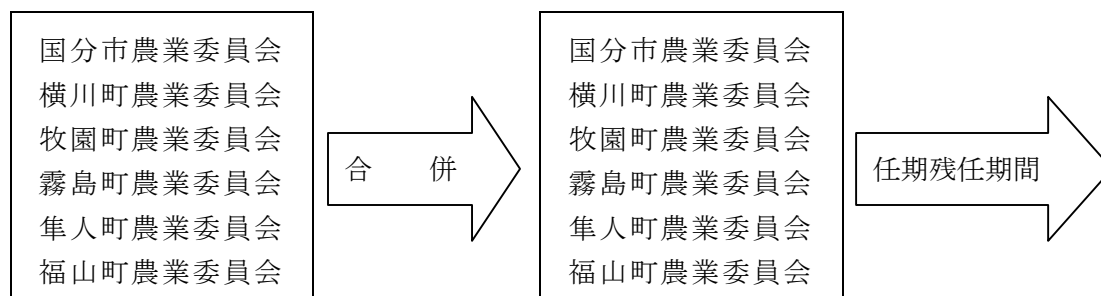
「合併後2以上の農業委員会を設置」する場合においても各農業委員会ごとに選挙委員の任期等に関する在任特例があります。・「市町村の合併の特例に関する法律」第8条第1項第1号

- ・「農業委員会等に関する法律」第7条第1項（選挙による委員）



5 「合併後従前の区域どおりに複数の農業委員会を設置」（特例）

合併市町村が、3で述べた要件を満たした場合であって新市に置かれる2以上の農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなる場合は、それらの農業委員会は、新市の農業委員会となってそのまま存続することができます。（選挙委員、選任委員ものまま存続します。）……「農業委員会等に関する法律」第3条第2項（設置）、第34条第1項（境界変更の場合の特例）



農業委員会の任期・定数に関する関連諸法

農業委員会等に関する法律

（設置）

第3条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農業委員会を置かない。

2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。

（選挙による委員）

第7条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、40人を超えない範囲内で条例で定める。

2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。

（昭29法185・昭32法72・昭55法67・平11法87・平16法52・一部改正）

（選挙人名簿）

第10条 市町村の選挙管理委員会は、政令の定めるところにより、第8条第1項に規定する者の申請に基き、毎年1月1日現在によりその選挙資格を調査し、農業委員会委員選挙人名簿を調製しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の申請がないとき、又は同項の申請があつた場合において当該申請に錯誤若しくは遺漏があるときは、職権をもつて選挙人名簿を調製し、又は修正することができる。

3 選挙人名簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 第8条第1項第1号の規定による選挙人については、その氏名、住所、生年月日及び耕作の業務を営む農地の面積その他必要な事項

- (2) 第8条第1項第2号の規定による選挙人については、その氏名及び生年月日その他必要な事項
- (3) 第8条第1項第3号の規定による選挙人については、その氏名、住所及び生年月日、その者が組合員、社員又は株主となつている同号に規定する法人の名称及び耕作の業務を営む農地の面積その他必要な事項
- (4) 第8条第3項の規定は、前項の場合に準用する。
- (5) 選挙人名簿は、3月31日をもつて確定する。
- (6) 選挙人名簿は、次年の3月30日まで据えおかななければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が死亡したときは直ちに修正するものとし、選挙人名簿に登録されている者が確定判決により修正すべきものとなつたときは直ちに修正するとともにその旨を告示しなければならない。

7 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有せず、又は有しなくなつたことを知つた場合には、前項ただし書の規定に該当する場合を除き、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

第10条の2 農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。

2 市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、当該農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設けることができる。

3 前項の場合において、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。

4 第2項の規定により農業委員会の委員の選挙につき選挙区が設けられた場合において、選挙人の所属の選挙区は、その住所による。

(選任による委員)

第12条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。

- (1) 農林水産省令で定める農業協同組合及び農業共済組合組合及び土地改良区がそれぞれ推薦した理事（経営管理委員を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員）又は組合員各1名
- (2) 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者4人（条例でこれより少ない人数を定めている場合にあつては、その人数）以内

(委員の任期)

第15条 選挙による委員の任期は、3年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の日前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなつたときはそのなくなつた日の翌日から、それぞれ起算する。

2 補欠委員は、前任者の残任期間在任する。

3 選挙による委員は、前条の規定による解任の場合を除き、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

4 第12条の規定により選任された委員は、一般選挙により選挙された委員の任期満了の日（選挙された委員の全員がすべてなくなつたときは、そのなくなつた日）まで在任する。

5 第12条の規定により選任された委員のうち団体の推薦に係るものは、当該委員を推薦した団体の

理事（経営管理委員を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員）又は組合員でなくなつたときは、前項の規定にかかわらず、その職を失う。

（部会の設置及び構成）

第19条 農業委員会（選挙による委員の定数が21人以上であるものに限る。）に第6条第1項第1号及び第2号並びに同条第2項第1号及び第2号に掲げる事務を処理するため、農林水産省令で定めるところにより1又は2以上の農地部会を置くことができる

2 （略）

3 農業委員会に第6条第2項第3号から第5号までに掲げる事務及び同条第3項に規定する事務（行政庁の諮問に対する答申を除く。）を処理するため、1又は2以上の部会を置くことができる。

（昭29法185・昭32法72・平16法52・一部改正）

## 農業委員会等に関する法律施行令

（2以上の農業委員会を置くことができる市町村）

第1条の3 法第3条第2項の政令で定める市町村は、その区域の面積が2万4千ヘクタールを超える市町村又はその区域内の農地面積が7千ヘクタールを超える市町村とする。

（農業委員会を置かない市町村）

第2条 法第3条第5項の政令で定める市町村は、その区域内の農地面積が北海道にあつては800ヘクタール、都府県にあつては200ヘクタールを超えない市町村とする。

（選挙による委員の定数の基準）

第2条の2 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、法第12条第1号の委員として選任しなければならない委員の数と4人（同条第2号の条例でこれより少ない人数を定めている場合にあつては、その人数）との合計数を超え、かつ、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数以下であることとする。

区分		委員の数の上限
1	(1)その区域内の農地面積が1,300ヘクタール以下の農地委員会 (2)10アール(北海道にあつては、30アール)以上の農地につき耕作の業務を営む個人とその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人(農地法第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。)の	20人
2	1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人
3	その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が6,000を超える農業委員会	40人

（昭32政131・追加、昭38政171・昭41政90・昭55政221・平10政176・平11政416・平16政314・一部改正）



## 農業委員会の委員の任期等に関する特例

第8条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては、80を超えない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、40を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任するものを定める者とする。

(1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間

(2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の在任期間

2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律第7条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなつたときには、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。

3 農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定により合併市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第35条第1項の規定により地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下指定都市という。）である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第34条の規定の適用がある場合を除いて、前2項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。

4 第6条第8項の規定は、第1項の協議について準用する。

## 農業委員会等に関する法律（境界の変更の場合の特例）

第34条 市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

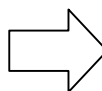
2 市町村の境界変更が行われる場合において、他の市町村の区域の全部又は一部を新たにその区域に包含することとなつた市町村に、その市町村の従前の区域及び新たに属することとなつた区域に従前置かれていた各農業委員会の区域を区域としてそれぞれ農業委員会が置かれるときは、従前の農業委員会は、当該区域を区域とする農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて 各協議会の協議状況  
平成15年12月1日現在

名 称	構成市町村数	人 口	行政区域 面 積 ( $\text{km}^2$ )	農地面積 ( $\text{ha}$ )	基準農業 者 数	現行委員 数(選挙) (人)	現行委員 数(選任) (人)	調整内容
宮城県 登米地域合併協議会	9町	63,224	53,638	18,723	11,993	113	42	・農業委員会法第34条第1項適用(17.7.19まで) ・その後1つの農業委員会を設置し選挙区を設けるが選挙区の数、定数は新市において調整する。
秋田県 大曲仙北合併協議会	1市6町1村	98,326	86,668	21,386	10,620	100	37	・新市に2つの農業委員会を置く。 ・特例法第8条第3項第1号を適用する。(17.7.19まで) ・17.7.20以降の定数は農業委員会法第10条の2第2項に規定する選挙区を旧市町村単位で設け同法律第7条の規定により40人と30人とする。委員の定数は平成16年3月31日に確定する登録選挙人の数により調整する。
栃木県 黒磯市・西那須野町・ 塩原町合併協議会	1市2町	110,828	59,300	9,076	3,608	53	21	・新市に1つの農業委員会を置く。 ・特例法第8条第1項第1号を適用する(17.7.19まで)。 ・17.7.20以降の定数は農業委員会法第10条の2第2項に規定する選挙区を7つ設け同法律第7条の規定により30人とする。
石川県 松任・石川広域合併協議会	1市2町5村	106,977	75,517	5,104	3,314	87	33	・新市に1つの農業委員会を置く。定数は20人とする。 ・設置選挙をし、農業委員会法第10条の2第2項に規定する選挙区を2とする。 ・選任委員は7名以内とする。
三重県 伊賀地区市町村合併協議会	1市3町2村	101,527	62,380	6,687	7,901	91	26	・新市に1つの農業委員会を置く。 ・特例法第8条第1項第1号を適用し(17.7.19)80名以内を選出する。 ・17.7.20以降の定数は農業委員会法第10条の2第2項に規定する選挙区を設け同法律第7条の規定により40人とする。
松坂地方合併協議会	1市4町	164,504	55,817	5,773	6,734	107	31	・新市に1つの農業委員会を置く。 ・特例法第8条第1項第1号を適用し(17.7.19)80名以内を選出する。 ・17.7.20以降の定数は農業委員会法第10条の2第2項に規定する選挙区を設け定数は合併時までに調整する。
島根県 出雲地区合併協議会	2市5町	173,776	62,406	7,957	10,974	102	36	・新市に1つの農業委員会を置く。 ・特例法第8条第1項第1号を適用し(17.7.19)80名以内を選出する。 ・17.7.20以降の定数は農業委員会法第10条の2第2項に規定する選挙区を設け同法律第7条の規定により40人とする。
熊本県 天草合併協議会	2市8町	102,907	68,236	7,034	6,596	113	38	・新市に1つの農業委員会を置く。 ・特例法第8条第1項第1号を適用し(17.7.19)80名以内を選出する。 ・17.7.20以降の定数は農業委員会法第10条の2第2項に規定する選挙区(7つ)を設け同法律第7条の規定により40人とする。
熊本県 玉名合併協議会	1市8町	119,466	36,407	9,604	9,401	129	44	・新市に1つの農業委員会を置く。 ・特例法第8条第1項第1号を適用し(17.7.31)40名を選出する。 ・17.8.1以降の定数は農業委員会法第10条の2第2項に規定する選挙区(11)を設け同法律第7条の規定により40人とする。
岐阜県 郡上町村合併協議会	3町4村	48,752	103,079	3,212	5,153	102	29	・新市に2つの農業委員会を置く。 ・特例法第8条第3項を適用し合併後1年間在任する。 ・定数は農業委員会法第10条の2第2項に規定する選挙区を設け同法律第7条の規定により40人と30人とする。
川薩地区合併協議会	1市4町4村	104,592	68,343	5,621	9,486	87	28	・新市に2つの農業委員会を置く。 ・特例法第8条第3項を適用し平成17年4月30日まで在任する。 ・定数は38人と10人とする。選挙区設置等については、新市において速やかに協議する。
始良中央地区合併協議会	1市6町	127,912	60,367	6,683	6,791	73	35	・新市に1つの農業委員会を置く。 ・特例法第8条第1項第1号を適用する。(18.4.30まで) ・在任特例後の定数は30人とし、旧市町単位で選挙区(6)を設置する。各選挙区の定数は新市において調整する。

○農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

1市6町での承認事項
1 新市に1つの農業委員会を置く。
2 農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、 <u>平成17年7月19日</u> まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
3 在任特例後、行われる選挙については、選挙による委員の定数を <u>40人</u> とし、旧市町単位で選挙区を設置する。ただし、各選挙区の委員の定数は、新市において調整する。



1市5町での承認事項
1 新市に1つの農業委員会を置く。
2 合併時に農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、 <u>平成18年4月30日</u> まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
3 在任特例後、行われる選挙については、選挙による委員の定数を <u>30人</u> とし、旧市町単位で選挙区を設置する。ただし、各選挙区の委員の定数は、新市において調整する。

地方税の取扱いについて（国民健康保険税を除く。）（協定項目10）

地方税の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

- 1 個人市民税の所得割については、現行のとおりとする。均等割の税率については、標準税率を採用する。なお、個人市民税の納期については、普通徴収分は国分市、霧島町の例によるものとし、特別徴収分は現行のとおりとする。
- 2 法人市民税の均等割については、地方税法第312条第1項の規定に定める額とする。法人税割の税率については、国分市の例により制限税率14.7%を採用する。ただし、合併特例法第10条の規定により、国分市を除く5町は、合併年度を含む3年度間は現行の税率を適用する。
- 3 固定資産税の税率については、現行のとおり1.4%とする。納期については、5月、7月、12月、2月の4期とし、各月1日から同月末日までとする。ただし、12月については1日から28日までとする。
- 4 軽自動車税の税率については、国分市、霧島町、福山町の例によるものとする。納期については、5月1日から5月31日までとする。
- 5 たばこ税の税率については、現行のとおりとする。
- 6 特別土地保有税の税率については、現行のとおりとする。
- 7 入湯税の税率については、牧園町の例によるものとし、平成18年4月1日から適用する。ただし、合併後の平成17年度課税分については、現行のとおりとする。
- 8 都市計画税の課税区域及び税率については、現行のとおりとする。ただし、新たな区域と税率については、新市において調整するものとする。

平成16年11月19日提出

始良中央合併協議会  
会長 鶴丸明人

始良中央合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	10 地方税の取扱い	関係項目	個人市町民税
調整の内容	1 個人市民税の所得割については、現行のとおりとする。均等割の税率については、標準税率を採用する。なお、個人市民税の納期については、普通徴収分は国分市、霧島町の例によるものとし、特別徴収分は現行のとおりとする。		

各市町の現況

項目		国分市	横川町	牧園町	霧島町	
個人市町民税	納税義務者 (H15/4/1現在)	20,664人	1,840人	3,692人	2,413人	
	均等割額及び所得割額の合算額	市内に住所を有する個人	同左	同左	町内に住所を有する個人	
	均等割額のみ	市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者	同左	同左	町内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で町内に住所を有しない者	
	賦課期日	1月1日	1月1日	1月1日	1月1日	
	均等割	3,000円/年	3,000円/年	3,000円/年	3,000円/年	
	所得割	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率	
	納期	期数	4期	4期	4期	4期
		普通徴収	第1期 6月1日～6月30日	第1期 7月16日～7月31日	第1期 6月16日～6月30日	第1期 6月1日～6月30日
			第2期 8月1日～8月31日	第2期 8月16日～8月31日	第2期 8月16日～8月31日	第2期 8月1日～8月31日
			第3期 10月1日～10月31日	第3期 10月16日～10月31日	第3期 10月16日～10月31日	第3期 10月1日～10月31日
第4期 1月1日～1月31日			第4期 12月16日～12月25日	第4期 12月1日～12月22日	第4期 1月1日～1月31日	
特別徴収		月割り額を翌月の10日まで	月割り額を翌月の10日まで	月割り額を翌月の10日まで	月割り額を翌月の10日まで	
特例事業所	6月～11月分 12月10日 12月～5月分 6月10日	6月～11月分 12月10日 12月～5月分 6月10日	6月～11月分 12月10日 12月～5月分 6月10日	6月～11月分 12月10日 12月～5月分 6月10日		

始良中央合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	10 地方税の取扱い	関係項目	個人市町民税
調整の内容	1 個人市民税の所得割については、現行のとおりとする。均等割の税率については、標準税率を採用する。なお、個人市民税の納期については、普通徴収分は国分市、霧島町の例によるものとし、特別徴収分は現行のとおりとする。		

各市町の現況

項目		隼人町	福山町	具体的な調整方針
個人市町民税	納税義務者 (H15/4/1現在)	13,913人	2,163人	現行のとおり (税法どおり)  参考 法第294条第1項第1号、第2号
	均等割額及び所得割額の合算額	同左	同左	
	均等割額のみ	同左	同左	
	賦課期日	1月1日	1月1日	現行のとおり (税法どおり) 法第318条
	均等割	3,000円/年	3,000円/年	税制改正により標準税率が3000円/年となる。  参考 法第310条
	所得割	標準税率	標準税率	現行のとおり (税法どおり) 参考 法第314条第3項、第295条
	期数	10期	4期	普通徴収の方法による納期については、地方税法第320条の規定に基づき、6月、8月、10月、1月とする。  参考 法第320条 (6・8・10・1月)
	納期 普通徴収	第1期 6月15日～6月30日	第1期 6月17日～6月30日	
		第2期 7月15日～7月31日	第2期 8月1日～8月31日	
		第3期 8月15日～8月31日	第3期 10月1日～10月31日	
第4期 9月15日～9月30日		第4期 12月1日～12月25日		
特別徴収	月割り額を翌月の10日まで	月割り額を翌月の10日まで	現行のとおり 各市町とも同一	
特例事業所	6月～11月分 12月10日 12月～5月分 6月10日	6月～11月分 12月10日 12月～5月分 6月10日		

始良中央合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	10 地方税の取扱い	関係項目	法人市町民税
調整の内容	2 法人市民税の均等割については、地方税法第312条第1項の規定に定める額とする。法人税割の税率については、国分市の例により制限税率14.7%を採用する。ただし、合併特例法第10条の規定により、国分市を除く5町は、合併年度を含む3年度間は現行の税率を適用する。		

各市町の現況

項目		国分市	横川町	牧園町	霧島町
法人市町民税	納税義務者 (H15/4/1現在)	1,204事業所	85事業所	214事業所	152事業所
	均等割額及び法人税割額の合計	市内に事務所又は事業所を有する法人	同左	同左	町内に事務所又は事業所を有する法人
	均等割額	市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で当該市内に事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるもの	同左	同左	町内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で当該市内に事務所又は事業所を有しないもの及び町内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるもの
	税率	(標準税率)	(標準税率)	(標準税率)	(標準税率)
	1号	3,000,000円	3,000,000円	3,000,000円	3,000,000円
	2号	1,750,000円	1,750,000円	1,750,000円	1,750,000円
	3号	410,000円	410,000円	410,000円	410,000円
	4号	400,000円	400,000円	400,000円	400,000円
	5号	160,000円	160,000円	160,000円	160,000円
	6号	150,000円	150,000円	150,000円	150,000円
7号	130,000円	130,000円	130,000円	130,000円	
8号	120,000円	120,000円	120,000円	120,000円	
9号	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円	
法人税割	税率	14.7% (制限税率)	12.3% (標準税率)	12.3% (標準税率)	12.3% (標準税率)
賦課期日		申告納付	申告納付	申告納付	申告納付

始良中央合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	10 地方税の取扱い	関係項目	法人市町民税
調整の内容	2 法人市民税の均等割については、地方税法第312条第1項の規定に定める額とする。法人税割の税率については、国分市の例により制限税率14.7%を採用する。ただし、合併特例法第10条の規定により、国分市を除く5町は、合併年度を含む3年度間は現行の税率を適用する。		

各市町の現況

項目		隼人町	福山町	具体的な調整方針	
法人市町民税	納税義務者 (H15/4/1現在)	779事業所	127事業所	現行のとおり (税法どおり)  参考 法第294条第1項第3号、第4号	
	均等割額及び所得割額の合計額	同左	同左		
	均等割額	同左	同左		
	均等割	税率	(標準税率)	(標準税率)	現行のとおり (税法どおり)  参考 法第312条第1項
		1号	3,000,000円	3,000,000円	
		2号	1,750,000円	1,750,000円	
		3号	410,000円	410,000円	
		4号	400,000円	400,000円	
		5号	160,000円	160,000円	
		6号	150,000円	150,000円	
7号		130,000円	130,000円		
8号		120,000円	120,000円		
法人税割	税率	12.3% (標準税率)	12.3% (標準税率)	※法人税割税率の不均一課税は、合併期日において、旧国分市を除く他の町村内に既存している法人にのみ適用する。合併期日以降に新たに事務所等を設立・設置した法人については、その所在地の場所に関わらず制限税率を適用する。また、特例法により標準税率であった法人が不均一課税中の3年度間に旧国分市の区域へ事務所を移した場合も移転の月をもって標準税率から制限税率へ税率の変更を行う。	
	賦課期日	申告納付	申告納付	現行のとおり (税法どおり) 参考 法第321条第8項	



始良中央合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	10 地方税の取扱い	関係項目	固定資産税
調整の内容	3 固定資産税の税率については、現行のとおり1.4%とする。納期については、5月、7月、12月、2月の4期とし、各月1日から同月末日までとする。ただし、12月については1日から28日までとする。		

各市町の現況

項目		国分市	横川町	牧園町	霧島町	
固定資産税	納税義務者数 (H15/4/1)	19,238人	2,962人	6,077人	4,416人	
	納税義務者	固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者	同左	同左	固定資産(土地、家屋、償却資産)の所有者	
	賦課期日	1月1日	1月1日	1月1日	1月1日	
	税率	1.4% (標準税率)	1.4% (標準税率)	1.4% (標準税率)	1.4% (標準税率)	
	課税標準	土地・家屋	基準年度の価格	同左	同左	基準年度の価格
		(住宅用地)	課税標準となるべき価格の3分の1の額	同左	同左	課税標準となるべき価格の3分の1の額
		(小規模住宅用地)	課税標準となるべき価格の6分の1の額	同左	同左	課税標準となるべき価格の6分の1の額
		償却資産	賦課期日における当該償却資産の価格	同左	同左	賦課期日における当該償却資産の価格
	課税標準総額 (H15/4/1現在)	土地	54,594,550,000円	4,537,789,260円	8,015,391,848円	6,326,590,980円
		家屋	96,762,364,000円	10,145,235,296円	20,613,622,748円	17,541,702,283円
		償却資産	57,970,264,000円	4,928,015,005円	14,411,632,264円	4,895,297,792円
	免税点	土地	30万円未満	同左	同左	30万円未満
		家屋	20万円未満	同左	同左	20万円未満
		償却資産	150万円未満	同左	同左	150万円未満
		期数	4期	4期	4期	4期
	納期	第1期	5月1日～5月31日	第1期 5月16日～5月31日	第1期 5月16日～5月31日	第1期 5月1日～5月31日
第2期		7月1日～7月31日	第2期 7月16日～7月31日	第2期 7月16日～7月31日	第2期 7月1日～7月31日	
第3期		11月1日～11月30日	第3期 9月16日～9月30日	第3期 9月16日～9月30日	第3期 9月1日～9月30日	
第4期		2月1日～2月末日	第4期 11月16日～12月30日	第4期 11月16日～11月30日	第4期 11月1日～11月30日	

始良中央合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	10 地方税の取扱い	関係項目	固定資産税
調整の内容	3 固定資産税の税率については、現行のとおり1.4%とする。納期については、5月、7月、12月、2月の4期とし、各月1日から同月末日までとする。ただし、12月については1日から28日までとする。		

各市町の現況

項目		隼人町	福山町	具体的な調整方針	
固定資産税	納税義務者数 (H15/4/1)	14,460人	3,941人	現行のとおり (税法どおり) 参考 法第343条	
	納税義務者	同左	同左		
	賦課期日	1月1日	1月1日	現行のとおり (税法どおり) 参考 法第359条	
	税率	1.4% (標準税率)	1.4% (標準税率)	現行のとおり (税法どおり) 参考 法第350条	
	課税標準	土地・家屋	同左	同左	現行のとおり (税法どおり) 参考 法第349条第1項、第2項
		(住宅用地)	同左	同左	
		(小規模住宅用地)	同左	同左	
		償却資産	同左	同左	
	課税標準総額 (H15/4/1現在)	土地	31,922,064,994円	4,691,060,068円	
		家屋	71,218,065,866円	9,635,346,431円	
		償却資産	27,948,683,462円	2,116,238,381円	
	免税点	土地	同左	同左	現行のとおり (税法どおり) 参考 法第351条
		家屋	同左	同左	
		償却資産	同左	同左	
納期	期数	10期	4期	納期については、5月、7月、12月、2月の4期とし、各月1日から同月末日までとする。ただし、12月については1日から28日までとする。  参考 法第362条 (4・7・12・2月)	
	(集合徴収) 対象 町内に住所を有する個人	第1期 4月17日～4月30日			
	第1期 6月15日～6月30日 第2期 7月15日～7月31日 第3期 8月15日～8月31日 第4期 9月15日～9月30日 第5期 10月15日～10月31日 第6期 11月15日～11月30日 第7期 12月12日～12月28日 第8期 1月15日～1月31日 第9期 2月13日～2月28日 第10期 3月15日～3月31日	第2期 7月1日～7月31日			
	(単税) 対象 法人及び町外に住所を有する個人	第3期 10月1日～10月31日			
		第4期 12月1日～12月27日			

始良中央合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	10 地方税の取扱い	関係項目	軽自動車税
調整の内容	4 軽自動車税の税率については、国分市、霧島町、福山町の例によるものとする。納期については、5月1日から5月31日までとする。		

各市町の現況

項目		国分市	横川町	牧園町	霧島町			
納税義務者	納税義務者数 (H15/4/1現在)	21,589台	2,975台	4,590台	2,938台			
	賦課期日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日			
軽自動車税	原付	50CC以下	1,000円/年	1,000円/年	1,000円/年	1,000円/年		
		90CC以下	1,200円/年	1,200円/年	1,200円/年	1,200円/年		
		125CC以下	1,600円/年	1,600円/年	1,600円/年	1,600円/年		
		S60.2.15以降登録のミニカー	2,500円/年	2,500円/年	2,500円/年	2,500円/年		
	軽自動車	二輪のもの (側付車のもを含む。)		2,400円/年	2,400円/年	2,400円/年	2,400円/年	
			三輪のもの	3,100円/年	3,100円/年	3,100円/年	3,100円/年	
		四輪以上のもの	乗用のもの	営業用	5,500円/年	5,500円/年	5,500円/年	5,500円/年
				自家用	7,200円/年	7,200円/年	7,200円/年	7,200円/年
			貨物用のもの	営業用	3,000円/年	3,000円/年	3,000円/年	3,000円/年
				自家用	4,000円/年	4,000円/年	4,000円/年	4,000円/年
		専ら雪上を走行するもの		2,400円/年			2,400円/年	
	小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,600円/年	1,600円/年	1,600円/年	1,600円/年		
		その他のもの	4,700円/年	4,700円/年	4,700円/年	4,700円/年		
二輪の小型自動車		4,000円/年	4,000円/年	4,000円/年	4,000円/年			
納期		4月11日～30日	5月1日～31日	4月11日～30日	4月1日～30日			

始良中央合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	10 地方税の取扱い	関係項目	軽自動車税
調整の内容	4 軽自動車税の税率については、国分市、霧島町、福山町の例によるものとする。納期については、5月1日から5月31日までとする。		

		各市町の現況				具体的な調整方針		
項目		隼人町	福山町					
軽自動車税	納税義務者	同左		同左		現行のとおりとする (税法どおり) 参考 法第442条の2		
		納税義務者数 (H15/4/1現在)	14,216台	3,617台				
	賦課期日		4月1日	4月1日		現行のとおりとする (税法どおり) 参考 法第445条第1項		
	原付	50CC以下		1,000円/年	1,000円/年		軽自動車税の税率については、 国分市、霧島町、福山町の例に よるものとする。  ※専ら雪上を走行するものにつ いては国分市、霧島町、福山町 のみ  参考 法第444条	
		90CC以下		1,200円/年	1,200円/年			
		125CC以下		1,600円/年	1,600円/年			
		S60.2.15以降登録のミニカー		2,500円/年	2,500円/年			
	軽自動車	二輪のもの (側付車のものを含む。)		2,400円/年	2,400円/年			
		三輪のもの		3,100円/年	3,100円/年			
		四輪以上のもの	乗用のもの	営業用	5,500円/年	5,500円/年		
				自家用	7,200円/年	7,200円/年		
			貨物用のもの	営業用	3,000円/年	3,000円/年		
				自家用	4,000円/年	4,000円/年		
	専ら雪上を走行するもの			2,400円/年				
	小型特殊自動車	農耕作業用のもの		1,600円/年	1,600円/年			
その他のもの		4,700円/年	4,700円/年					
二輪の小型自動車		4,000円/年	4,000円/年					
納期		4月15日～30日	4月11日～30日		納期については、5月1日から5月31日までとする。 参考 法第445条第2項			

始良中央合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	10 地方税の取扱い	関係項目	たばこ税
調整の内容	5 たばこ税の税率については、現行のとおりとする。		

各市町の現況

項目		国分市	横川町	牧園町	霧島町	
たばこ税	納税義務者	製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者	同左	同左	製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者	
	納税義務者数 (H15/4/1現在)	4事業所	4事業所	3事業所	4事業所	
	税率	煙草税率 (1,000本につき)	2,977円	2,977円	2,977円	2,977円
		旧3級品たばこ (1,000本につき)	1,412円	1,412円	1,412円	1,412円
	納期	毎月末日までに申告納付 (前月分)	同左	同左	毎月末日までに申告納付 (前月分)	
項目		隼人町	福山町	具体的な調整方針		
たばこ税	納税義務者	同左	同左	現行のとおり (税法どおり)  参考 法第465条 第468条 地方税法附則 第30条の2		
	納税義務者数 (H15/4/1現在)	4事業所	3事業所			
	税率	紙巻煙草 (1,000本につき)	2,977円			2,977円
		旧3級品紙巻たばこ (1,000本につき)	1,412円			1,412円
	納期	同左	同左			

始良中央合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	10 地方税の取扱い	関係項目	特別土地保有税
調整の内容	6 特別土地保有税の税率については、現行のとおりとする。		

各市町の現況

項目	国分市	横川町	牧園町	霧島町
納税義務者	取得後10年を経過していない土地又は土地の取得に対し、当該土地の所有者又は取得者	同左	同左	取得後10年を経過していない土地又は土地の取得に対し、当該土地の所有者又は取得者
課税基準	土地の取得価格又は修正取得価格	同左	同左	土地の取得価格又は修正取得価格
保有分	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%
取得分	3%	3%	3%	3%
免税点	5,000㎡	10,000㎡	10,000㎡	10,000㎡
納期	地方税法第599条第1項各号に定める申告・納税期限	同左	同左	地方税法第599条第1項各号に定める申告・納税期限

始良中央合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	10 地方税の取扱い	関係項目	特別土地保有税
調整の内容	6 特別土地保有税の税率については、現行のとおりとする。		

各市町の現況

項目	隼人町	福山町		具体的な調整方針
納税義務者	同左	同左		現行のとおり（税法どおり） 参考 法第585条
課税基準	同左	同左		現行のとおり（税法どおり） 参考 法第593条
保有分	1.4%	1.4%		現行のとおり（税法どおり） 参考 法第594条
取得分	3%	3%		※地方税法の一部を改正する法律（平成15年法律第9号）により、平成15年度以降は特別土地保有税の新たな課税は行なわないこととされました。
免税点	5,000㎡	10,000㎡		現行のとおり（税法どおり） 参考 法第595条
納期	同左	同左		現行のとおり（税法どおり） 参考 法第599条

始良中央合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	10 地方税の取扱い	関係項目	入湯税
調整の内容	7 入湯税の税率については、牧園町の例によるものとし、平成18年4月1日から適用する。ただし、合併後の平成17年度課税分については、現行のとおりとする。		

項目		各市町の現況				
		国分市	横川町	牧園町	霧島町	
入湯税	納税義務者数 (H15/4/1現在)	実績なし	該当なし	41事業所	22事業所	
	納税義務者	鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する		鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する	鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する	
	税率	宿泊料が8,000円以上	150円		150円	150円
		宿泊料が5,000円以上 8,000円未満	100円		130円	130円
		宿泊料が3,000円以上 5,000円未満	80円			
		宿泊料が5,000円未満			80円	100円
		宿泊料が3,000円未満	50円			
		高校、中学校の修学旅行時の入湯			20円	20円
		入湯客一人1日について (日帰り)			80円	80円
	自炊			60円		
徴収方法			特別徴収	特別徴収		
納入者			特別徴収義務者は、鉱泉浴場経営者	特別徴収義務者は、鉱泉浴場経営者		
納期			毎月15日までに申告納付 (前月分)	毎月15日までに申告納付 (前月分)		



始良中央合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	10 地方税の取扱い	関係項目	入湯税
調整の内容	7 入湯税の税率については、牧園町の例によるものとし、平成18年4月1日から適用する。ただし、合併後の平成17年度課税分については、現行のとおりとする。		

項目		各市町の現況		具体的な調整方針		
		隼人町	福山町			
入湯税	納税義務者数 (H15/4/1現在)		24事業所	1事業所	現行のとおり (税法どおり) 参考 法第701条	
	納税義務者		同左	同左		
	税率	宿泊料が8,000円以上		150円	150円	牧園町の例による 参考 法第701条の2
		宿泊料が5,000円以上 8,000円未満		100円	100円	
		宿泊料が3,000円以上 5,000円未満		80円	80円	
		宿泊料が5,000円未満		<del></del>	<del></del>	
		宿泊料が3,000円未満		50円	50円	
		高校、中学校の修学旅行時の入湯		20円	20円	
		入湯客一人1日について (日帰り)		<del></del>	<del></del>	
	自炊		<del></del>	<del></del>		
	徴収方法		同左	同左		
納入者		同左	同左			
納期		毎月15日までに申告納付 (前月分)	毎月15日までに申告納付 (前月分)			

始良中央合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	10 地方税の取扱い	関係項目	都市計画税
調整の内容	8 都市計画税の課税区域及び税率については、現行のとおりとする。ただし、新たな区域と税率については、新市において調整するものとする。		

各市町の現況

項目		国分市	横川町	牧園町	霧島町	
都市計画税	納税義務者数 (H15/4/1現在)	17,257人	該当なし	該当なし	該当なし	
	納税義務者	都市計画区域のうち市都市計画税条例で指定された区域内に所在する土地及び家屋の所有者				
	賦課期日	1月1日				
	税率	0.2%				
	課税基準	固定資産税の課税基準となるべき価格(土地・家屋)				
	課税標準総額 (H15/9/30現在)	土地				7,534,500,000円
		家屋				100,696,550,000円
		期数				4期
	納期	第1期				5月1日～5月31日
		第2期				7月1日～7月31日
第3期		11月1日～11月30日				
第4期		2月1日～2月末日				

始良中央合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	10 地方税の取扱い	関係項目	都市計画税
調整の内容	8 都市計画税の課税区域及び税率については、現行のとおりとする。ただし、新たな区域と税率については、新市において調整するものとする。		

各市町の現況

項目		隼人町	福山町	具体的な調整方針
都市 計 画 税	納税義務者数 (H15/4/1現在)	12,922人	該当なし	現行のとおり (税法どおり) 参考 法第702条
	納税義務者	都市計画区域のうち市都市計画税条例で指定された区域内に所在する土地及び家屋の所有者		
	賦課期日	1月1日		現行のとおり (税法どおり) 参考 法第702条の6
	税率	0.2%		現行のとおり (税法どおり) 参考 法第702条の4
	課税基準	固定資産税の課税基準となるべき価格(土地・家屋)		現行のとおり (税法どおり) 参考 法第702条の3
	課税標準総額 (H15/4/1現在)	土地	43,230,791,190円	
		家屋	70,395,858,953円	
納期	期数	10期		固定資産税の納期と同様とする。 参考 法第702条の7
		第1期 6月15日～6月30日 第2期 7月15日～7月31日 第3期 8月15日～8月31日 第4期 9月15日～9月30日 第5期 10月15日～10月31日 第6期 11月15日～11月30日 第7期 12月12日～12月28日 第8期 1月15日～1月31日 第9期 2月13日～2月28日 第10期 3月15日～3月31日		

始良中央合併協議会の調整内容

協定項目	10 地方税の取扱い	関係項目	参考資料（納期比較）
------	------------	------	------------

主要税納期の比較

税目	賦課期日	市町名	納期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
				個人市町民税	1月1日	国分市	4期			★		★		★		
		横川町	4期				★	★		★		★				
		牧園町	4期			★		★		★		★				
		霧島町	4期			★		★		★			★			
		隼人町	10期			★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	
		福山町	4期			★		★		★		★				
固定資産税	1月1日	国分市	4期		★		★				★				★	
		横川町	4期		★		★		★		★					
		牧園町	4期		★		★		★		★					
		霧島町	4期		★		★		★		★					
		隼人町	10期				★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
		福山町	4期	★			★				★		★			
軽自動車税	4月1日	国分市	1期	★												
		横川町	1期		★											
		牧園町	1期	★												
		霧島町	1期	★												
		隼人町	1期	★												
		福山町	1期	★												
国民健康保険税	4月1日	国分市	8期				★	★	★	★	★	★	★	★		
		横川町	4期	★			★			★		★				
		牧園町	4期		★		★		★	★		★				
		霧島町	7期		★	★		★	★	★	★	★				
		隼人町	10期			★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	
		福山町	6期		★			★	★	★		★	★	★		

新市	賦課期日	税目	納期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
				1月1日	個人市民税	4期			★		★		★		
1月1日	固定資産税 (都市計画税)	4期		★		★						★		★	
4月1日	軽自動車税	1期		★											
	国民健康保険税 (介護保険料普通徴収)														

始良中央合併協議会の調整内容

協定項目	10 地方税の取扱い	関係項目	参考資料（関係法令抜粋）
------	------------	------	--------------

《根拠法令等》

市町村の合併の特例に関する法律（抜粋）  
（地方税に関する特例）

第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により継承した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

【趣旨】

市町村の合併後直ちに合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることが、かえって合併市町村の住民にとって均衡を欠くと認められる場合に、市町村の合併が行われた年度及びこれに続く5年度（平成14年3月の改正で3年度から5年度に延長された）に限って、不均一の課税をすることができる旨を定めたものである。また、同期間における課税免除の特例が創設された。不均一課税については、地方税法第6条第2項及び第7条において定められており、第6条第2項には、「地方団体は、公益上その他の事由により必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる」、第7条においては、「地方団体は、その一部に対して特に利益がある事件に関しては、不均一の課税をし、又はその一部に課税をすることができる。」となっている。

【運用】

不均一課税のできる場合

合併市町村が不均一課税のできる場合としては、

- ①合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められた場合
- ②市町村の合併により承継した財産若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間に著しい差異があるため、合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合のいずれかに該当する場合に限られる。

【対象税目】

税率には標準税率、制限税率、一定税率及び任意税率の4種類があるが、一定税率をとる市町村たばこ税、特別土地保有税については、不均一課税を行う余地はない。

【特例の範囲】

不均一の課税の特例は、合併の日に属する年度及びこれに続く5年度に限り、同一市町村内において区域により税率を異にすることを認めたものであるが、市町村の一体性、住民負担の公正を期する観点からも、この特例の適用期間はできるだけ短期間に抑えるよう努めるべきであるほか、合併前以上に不均衡を増す措置は認められないと都解される。また、制限税率がある場合には、これを超えて不均一の課税を行うことはできないのは当然である。

【その他】

市町村は、地方税の税目、課税客体、課税標準税率その他賦課徴収については、市町村の条例で規定しなくてはならない。したがって、一般と異なる税率で賦課する不均一課税を行おうとする場合にも、条例で規定しなければならないものである。合併後に不均一課税を行うか否かについては、事前に取り決めを行うことが適当であるが、この取り決めはあくまで申し合わせ事項に過ぎないので、合併市町村においてあらためて正規の条例改正等の手続きをとってはじめて不均一課税が行われるものである。

始良中央合併協議会の調整内容

協定項目	10 地方税の取扱い	関係項目	参考資料（関係法令抜粋）
------	------------	------	--------------

地方税法（抜粋）

（市町村が課することができる税目）

第5条 市町村税は、普通税及び目的税とする。

2 市町村は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。ただし、徴収に要すべき経費が徴収すべき税額に比して多額であると認められるものその他特別の事情があるものについては、この限りでない。

(1)市町村民税 (2)固定資産税 (3)軽自動車税 (4)市町村たばこ税 (5)鉱産税 (6)特別土地保有税

3 市町村は、前項に掲げるものを除く外、別に税目を起して、普通税を課することができる。

4 鉱泉浴場所在の市町村は、目的税として、入湯税を課するものとする。

5 指定都市等（第701条の31第1項第1号の指定都市等をいう。）は、目的税として、事業所税を課するものとする。

6 市町村は、前2項に規定するものを除くほか、目的税として、次に掲げるものを課することができる。

(1)都市計画税 (2)水利地益税 (3)共同施設税 (4)宅地開発税 (5)国民健康保険税

7 市町村は、第4項及び第5項に規定するもの並びに前項各号に掲げるものを除くほか、別に税目を起こして、目的税を課することができる。

（公益等に因る課税免除及び不均一課税）

第6条 地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不適当とする場合においては、課税をしないことができる。

2 地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。

（受益に因る不均一課税及び一部課税）

第7条 地方団体は、その一部に対して特に利益がある事件に関しては、不均一の課税をし、又はその一部に課税をすることができる。

（市町村の廃置分合があつた場合の課税権の承継）

第8条の2 市町村の廃置分合があつた場合（次条第1項本文の規定に該当する場合を除く。）においては、当該廃置分合により消滅した市町村（以下本条において「消滅市町村」という。）に係る地方団体の徴収金の徴収を目的とする権利（以下本条において「消滅市町村の徴収金に係る権利」という。）は、当該消滅市町村の地域が新たに属することとなつた市町村（以下本条において「承継市町村」という。）の区域によつて、当該承継市町村が承継する。この場合において、消滅市町村の徴収金に係る権利について、消滅市町村がした賦課徴収その他の手続及び消滅市町村に対してした申告、不服申立て（異議申立て又は審査請求をいう。以下同じ。）その他の手続は、それぞれ承継市町村がした賦課徴収その他の手続及び承継市町村に対してした申告、不服申立てその他の手続とみなす。

2 前項の規定によつて消滅市町村の徴収金に係る権利を承継する承継市町村が2以上ある場合において、当該承継市町村がそれぞれ承継すべき当該消滅市町村の徴収金に係る権利について当該承継市町村の長の間において意見を異にし、その協議がととのわなるときは、道府県知事（当該承継市町村が2以上の道府県の区域にわたる場合においては、総務大臣）に対し、その決定を求める旨を申し出なければならない。

3 前条第2項から第10項までの規定は、前項の申出及び当該申出に係る道府県知事又は総務大臣の決定について準用する。

4 前3項の規定によつて承継市町村が消滅市町村の徴収金に係る権利を承継する場合においては、当該承継市町村が条例で別段の定めをしない限り、その承継すべき当該消滅市町村に係る地方団体の徴収金の賦課徴収に関しては、当該消滅市町村に係る地方団体の徴収金の賦課徴収に関して定められている消滅市町村の条例、規則その他の定め例によるものとする。この場合において、承継市町村が第5条第3項の規定によつて課する普通税又は同条第7項の規定によつて課する目的税（以下本項において「法定外税」という。）を課することとしており、かつ、当該承継市町村が承継する当該消滅市町村に係る地方団体の徴収金のうちにこれらと課税客体を同じくする同種の法定外税があるため、同種の法定外税を重複して課することとなるときは、当該消滅市町村に係る法定外税の納税義務者に対しては、当該承継市町村は、当該承継市町村の条例の定めるところによつて、これらの法定外税のうちいずれか一を課するものとしなければならない。

（市町村民税の納税義務者等）

第294条 市町村民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によつて、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によつて、第2号及び第4号の者に対しては均等割額によつて課する。

(1)市町村内に住所を有する個人

(2)市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市町村内に住所を有しない者

(3)市町村内に事務所又は事業所を有する法人

(4)市町村内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（以下本節において「寮等」という。）を有する法人で当該市町村内に事務所又は事業所を有しないもの及び市町村内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの

2 前項第1号の市町村内に住所を有する個人とは、住民基本台帳法の適用を受ける者については、当該市町村の住民基本台帳に記録されている者をいう。

始良中央合併協議会の調整内容

協定項目	10 地方税の取扱い	関係項目	参考資料（関係法令抜粋）
------	------------	------	--------------

（個人の均等割の税率）

第310条 個人の均等割の標準税率は、3000円とする。

（法人等の均等割の税率）

第312条 法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（以下本節において「法人等」と総称する。）に対して課する均等割の標準税率は、次の表の上欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める額とする。

法人等の区分	税率
1. 資本等の金額が50億円を超える法人（保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本の金額又は出資金額を有しないもの及び第3項第3号に掲げる公共法人等を除く。次号から第8号までにおいて同じ。）で市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（政令で定める役員を含む。）の数の合計数（次号から第8号まで及び第5項において「従業者数の合計数」という。）が50人を超えるもの	年額300万円
2. 資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額175万円
3. 資本等の金額が10億円を超える法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額41万円
4. 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額40万円
5. 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額16万円
6. 資本等の金額が千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額15万円
7. 資本等の金額が千万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額13万円
8. 資本等の金額が千万円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額12万円
9. 前各号に掲げる法人以外の法人等	年額5万円

2 市町村は、前項に定める標準税率を超える税率で均等割を課する場合には、同項の表の各号の税率に、それぞれ1.2を乗じて得た率を超える税率で課することができない。

（法人税割の税率）

第314条の6 法人税割の標準税率は、100分の12.3とする。ただし、標準税率を超えて課する場合においても、100分の14.7を超えることができない。

2 法人税割の税率は、第321条の8第1項の規定によつて申告納付するものにあつては同項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在、同条第4項の規定によつて申告納付するものにあつては同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日現在、同条第5項の規定によつて申告納付するものにあつては解散の日現在における税率による。

（個人の市町村民税の賦課期日）

第318条 個人の市町村民税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする。

（普通徴収に係る個人の市町村民税の納期）

第320条 普通徴収の方法によつて徴収する個人の市町村民税の納期は、6月、8月、10月及び1月中（当該個人の市町村民税額が均等割額に相当する金額以下である場合にあつては、6月中）において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

始良中央合併協議会の調整内容

協定項目	10 地方税の取扱い	関係項目	参考資料（関係法令抜粋）
------	------------	------	--------------

（固定資産税の納税義務者等）

第343条 固定資産税は、固定資産の所有者（質権又は100年より永い存続期間の定のある地上権の目的である土地については、その質権者又は地上権者とする。以下固定資産税について同様とする。）に課する。

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、土地登記簿若しくは土地補充課税台帳又は建物登記簿若しくは家屋補充課税台帳に所有者（区分所有に係る家屋については、当該家屋に係る建物の区分所有等に関する法律第2条第2項の区分所有者とする。以下固定資産税について同様とする。）として登記又は登録されている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録されている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録されている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいうものとする。

3 第1項の所有者とは、償却資産については、償却資産課税台帳に所有者として登録されている者をいう。

（固定資産税の税率）

第350条 固定資産税の標準税率は、100分の1.4とする。ただし、標準税率を超える税率で課する場合においても、100分の2.1を超えることができない。

2 市町村は、当該市町村の固定資産税の納税義務者であつてその所有する固定資産に対して課すべき当該市町村の固定資産税の課税標準の総額が当該市町村の区域内に所在する固定資産に対して課すべき当該市町村の固定資産税の課税標準の総額の3分の2を超えるものがある場合において、固定資産税の税率を定め、又はこれを変更して100分の1.7を超える税率で固定資産税を課する旨の条例を制定しようとするときは、当該市町村の議会において、当該納税義務者の意見を聴くものとする。

（固定資産税の免税点）

第351条 市町村は、同一の者について当該市町村の区域内におけるその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあつては30万円、家屋にあつては20万円、償却資産にあつては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課することができない。ただし、財政上その他特別の必要がある場合においては、当該市町村の条例の定めるところによつて、その額がそれぞれ30万円、20万円又は150万円に満たないときであつても、固定資産税を課することができる。

（固定資産税の賦課期日）

第359条 固定資産税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする。

（固定資産税の納期）

第362条 固定資産税の納期は、4月、7月、12月及び2月中において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

2 固定資産税額（第364条第10項の規定によつて都市計画税をあわせて徴収する場合にあつては、固定資産税額と都市計画税額との合算額とする。）が市町村の条例で定める金額以下であるものについては、当該市町村は、前項の規定によつて定められた納期のうちいずれか一の納期において、その金額を徴収することができる。



始良中央合併協議会の調整内容

協定項目	10 地方税の取扱い	関係項目	参考資料（関係法令抜粋）
------	------------	------	--------------

<p>(軽自動車税の標準税率)</p> <p>第444条 軽自動車税の標準税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)原動機付自転車</p> <p>イ 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（ニに掲げるものを除く。） 年額 1,000円</p> <p>ロ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額1,200円</p> <p>ハ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 1,600円</p> <p>ニ 三輪以上のもの（総務省令で定めるものを除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額2,500円</p> <p>(2)軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>イ 二輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 2,400円</p> <p>ロ 三輪のもの 年額 3,100円</p> <p>ハ 四輪以上のもの</p> <p>乗用のもの</p> <p>営業用 年額5,500円</p> <p>自家用 年額7,200円</p> <p>貨物用のもの</p> <p>営業用 年額3,000円</p> <p>自家用 年額4,000円</p> <p>(3)二輪の小型自動車 年額4,000円</p> <p>2 市町村は、前項に定める標準税率を超える税率で軽自動車税を課する場合には、同項各号の税率に、それぞれ1.2を乗じて得た率を超える税率で課することができない。</p> <p>3 市町村は、第1項各号に掲げる軽自動車等以外の軽自動車等及び同項第2号に掲げる軽自動車等のうち三輪の小型特殊自動車で農耕作業用のものその他の同号の区分により難しいものについては、同項各号に掲げる区分とは別に、用途、総排気量、定格出力その他の軽自動車等の諸元によつて区分を設けて、軽自動車税の税率を定めることができる。この場合においては、前2項の規定を適用して定められる税率と均衡を失しないようにしなければならない。</p> <p>(軽自動車税の賦課期日及び納期)</p> <p>第445条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 軽自動車税の納期は、4月中において、当該市町村の条例で定める。ただし、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。</p> <p>(たばこ税の納税義務者等)</p> <p>第465条 たばこ税は、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者（以下この節において「卸売販売業者等」という。）が製造たばこを小売販売業者に売り渡す場合（当該小売販売業者が卸売販売業者等である場合においては、その卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡すときを除く。）において、当該売渡しに係る製造たばこに対し、当該小売販売業者の営業所所在の市町村において、当該売渡しを行う卸売販売業者等に課する。</p> <p>2 たばこ税は、前項に規定する場合のほか、卸売販売業者等が製造たばこにつき、卸売販売業者等及び小売販売業者以外の者（以下この節において「消費者等」という。）に売渡しをし、又は消費その他の処分（以下この節において「消費等」という。）をする場合においては、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対し、当該卸売販売業者等の事務所又は事業所で当該売渡し又は消費等に係る製造たばこを直接管理するものが所在する市町村において、当該卸売販売業者等に課する。</p> <p>3 卸売販売業者等が製造たばこを小売販売業者に売り渡す場合には、当該卸売販売業者等は、総務省令で定めるところにより、当該小売販売業者からその小売販売業者の営業所ごとの当該売渡しに係る製造たばこの数量その他必要な事項を記載した書類を徴するとともに、これを保存しなければならない。</p> <p>4 卸売販売業者等が製造たばこを小売販売業者である卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡す場合には、当該売渡しをした卸売販売業者等は、総務省令で定めるところにより、当該小売販売業者である卸売販売業者等から当該売渡しに係る製造たばこが卸売販売用であることを証する書類を徴するとともに、これを保存しなければならない。</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第468条 たばこ税の税率は、1000本につき2,743円とする。</p> <p>(市町村たばこ税の税率の特例)</p> <p>地方税法附則</p> <p>第30条の2 平成15年7月1日以後に第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行なわれた製造たばこに係る市町村たばこ税の税率は、第468条の規定にかかわらず、当分の間、千本につき2,977円とする。</p> <p>2 平成15年7月1日以後に売渡しが行なわれたたばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法第1条第1項に規定する紙巻きたばこ3級品の当該廃止の時における品目と同一である喫煙用の紙巻きたばこに係る市町村たばこ税の税率は、第468条及び前項の規定にかかわらず、当分の間、千本につき1,412円とする。</p>			
--	--	--	--

始良中央合併協議会の調整内容

協定項目	10 地方税の取扱い	関係項目	参考資料（関係法令抜粋）
------	------------	------	--------------

（特別土地保有税の納税義務者等）

第585条 特別土地保有税は、土地又はその取得に対し、当該土地所在の市町村において、当該土地の保有者又は取得者（以下本節において「土地の所有者等」という。）に課する。

2 前項の「土地」とは、田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野その他の土地をいう。

3 本節の規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する規定は、第1項の土地（以下本節において「土地」という。）の所有者が所有する土地で第599条第1項の規定により申告納付すべき日の属する年の1月1日において当該土地の取得をした日以後10年を経過したものについては、適用しない。

（特別土地保有税の課税標準）

第593条 特別土地保有税の課税標準は、土地の取得価額とする。

2 無償又は著しく低い価額による土地の取得その他特別の事情がある場合における土地の取得で政令で定めるものについては、当該土地の取得価額として政令で定めるところにより算定した金額を前項の土地の取得価額とみなす。

（特別土地保有税の税率）

第594条 特別土地保有税の税率は、土地に対して課する特別土地保有税にあつては100分の1.4、土地の取得に対して課する特別土地保有税にあつては100分の3とする。

（特別土地保有税の免税点）

第595条 市町村は、同一の者について、当該市町村の区域（第1号の市にあつては、当該市の区の区域）内において、第599条第1項第1号の特別土地保有税にあつてはその者が1月1日に所有する土地（第586条第1項若しくは第2項、第587条第1項又は第587条の2第1項本文の規定の適用がある土地を除く）の合計面積が、第599条第1項第2号の特別土地保有税にあつてはその者が1月1日前1年以内に取得した土地（当該土地の取得について第586条第1項若しくは第2項又は第587条第2項の規定の適用がある土地を除く。以下本条において同じ。）の合計面積が、第599条第3号の特別土地保有税にあつてはその者が7月1日前1年以内に取得した土地の合計面積が、それぞれ次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に定める面積債（以下本節において「基準面積」という。）に満たない場合には、特別土地保有税を課することができない。

(1) 地方自治法第252条の19第1項の市の区の区域

2000平方メートル

(2) 都市計画法第5条に規定する都市計画区域を有する市町村の区域（前号の区域を除く。）

5000平方メートル

(3) その他の市町村の区域

10000平方メートル

（特別土地保有税の申告納付）

第599条 特別土地保有税の納税義務者は、次の各号に掲げる特別土地保有税の区分に応じ、当該各号に定める日までに、当該特別土地保有税の課税標準額及び税額その他の総務省令で定める事項を記載した申告書を市町村長に提出するとともに、その申告した税額を当該市町村に納付しなければならない。

(1) 1月1日において基準面積以上の土地を所有する者に係る土地に対して課する特別土地保有税

その年の5月31日

(2) 1月1日前1年以内に基準面積以上の土地を取得した者に係る土地の取得に対して課する特別土地保有税

その年の2月末日

(3) 7月1日前1年以内に基準面積以上の土地を取得した者に係る土地の取得に対して課する特別土地保有税

その年の8月31日

2 前項の課税標準額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 前項第1号の特別土地保有税にあつては、同号に規定する者が1月1日において所有する土地（第586条第1項若しくは第2項、第587条第1項又は第587条の2第1項本文の規定の適用がある土地を除く。）の取得価額の合計額

(2) 前項第2号の特別土地保有税にあつては、同号に規定する者が同号に規定する期間内に取得した土地（当該土地の取得について第586条第1項若しくは第2項又は第587条第2項の規定の適用があるもの及び土地の取得に対して課する特別土地保有税を既に申告納付した、又は申告納付すべきであつたものを除く。次号において同じ。）の取得価額の合計額

(3) 前項第3号の特別土地保有税にあつては、同号に規定する者が同号に規定する期間内に取得した土地の取得価額の合計額

始良中央合併協議会の調整内容

協定項目	10 地方税の取扱い	関係項目	参考資料（関係法令抜粋）
------	------------	------	--------------

（入湯税）

第701条 鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする。

（入湯税の税率）

第701条の2 湯税の税率は、入湯客1人1日について、150円を標準とするものとする。

（入湯税の徴収の方法）

第701条の3 入湯税の徴収については、特別徴収の方法によらなければならない。

（入湯税の特別徴収の手続）

第701条の4 入湯税を特別徴収によつて徴収しようとする場合においては、浴場の経営者その他徴収の便宜を有する者を当該市町村の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

2 前項の特別徴収義務者は、当該市町村の条例で定める納期限までにその徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他条例で定める事項を記載した納入申告書を市町村に提出し、及びその納入金を当該市町村に納入する義務を負う。

3 前項の規定によつて納入した納入金のうち入湯税の納税者が特別徴収義務者に支払わなかつた税金に相当する部分については、特別徴収義務者は、当該納税者に対して求償権を有する。

4 特別徴収義務者が前項の求償権に基いて訴を提起した場合においては、市町村の徴税吏員は、職務上の秘密に関する場合を除くほか、証拠の提供その他必要な援助を与えなければならない。

（都市計画税の課税客体等）

第702条 市町村は、都市計画法に基づいて行う都市計画業又は土地区画整理事業に要する費用に充てるため、当該市町村の区域で都市計画法第5条の規定により都市計画区域として指定されたもの（以下本項において「都市計画区域」という。）のうち同法第7条第1項に規定する市街化区域（当該都市計画区域について同項に規定する区域区分に関する都市計画が定められていない場合に於ては、当該都市計画区域の全部又は一部の区域で条例で定める区域）内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に都市計画税を課することができる。当該都市計画区域のうち市街化調整区域（同項に規定する市街化調整区域をいう。以下本項において同じ。）において同法第34条第10号イに掲げる開発行為に係る開発区域内で同法に基づく都市計画事業が施行されることその他特別の事情がある場合には、当該市街化調整区域のうち条例で定める区域内に所在する土地及び家屋についても、同様とする。

2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（第349条の3第9項から第11項まで、第16項、第26項から第31項まで、第34項から第36項まで、第38項、第41項又は第42項の規定の適用を受ける土地又は家屋にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について第343条（第3項及び第8項を除く。）において所有者とされ、又は所有者とみなされる者をいう。

（住宅用地等に対する都市計画税の課税標準の特例）

第702条の3 第349条の3の2第1項又は第349条の3の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。次項において同じ。）の規定の適用を受ける土地に対して課する都市計画税の課税標準は、第702条第1項の規定にかかわらず、当該土地に係る都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額とする。

2 第349条の3の2第2項の規定又は第349条の3の3第1項の規定により読み替えて適用される第349条の3の2第2項の規定の適用を受ける土地に対して課する都市計画税の課税標準は、第702条第1項及び前項の規定にかかわらず、当該土地に係る都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。

（都市計画税の税率）

第702条の4 都市計画税の税率は、100分の0.3を超えることができない。

（都市計画税の賦課期日）

第702条の6 都市計画税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする。

（都市計画税の納期）

第702条の7 都市計画税の納期は、4月、7月、12月及び2月中において、当該市町村の条例で定める。ただし、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

2 都市計画税額（次条第1項前段の規定によつて固定資産税をあわせて徴収する場合にあつては、都市計画税額と固定資産税額との合算額とする。）が市町村の条例で定める金額以下であるものについては、当該市町村は、前項の規定によつて定められた納期のうちいずれか一の納期において、その金額を徴収することができる。

## 地方税の取扱い 先進事例

### 日置合併協議会（鹿児島県）

- 1 原則として、6町同一のものについては、現行のとおりとする。
- 2 個人市町村民税、法人市町村民税、固定資産税、軽自動車税及び町たばこ税の税率については、地方税法の標準税率とする。
- 3 納期については、下記のとおりとする。  
個人市町村民税：6月、8月、10月及び翌年1月とし、各月15日から同月末日までとする。  
固定資産税：5月、7月、12月及び翌年2月とし、各月15日から同月末日までとする。ただし、12月については10日から25日まで、2月については10日から同月末日までとする。  
軽自動車税：5月15日から同月末日までとする。
- 4 前納報奨金、入湯税、減免規定等については合併時までに統一できるよう調整する。

### 川薩地区合併協議会（鹿児島県）

地方税の取扱いについて、合併年度は1市4町4村の例により、その取扱いを承継し、合併翌年度から新市の取扱いによるものとする。

関係市町村で、差異のあるもの等については、次のとおり調整する。

1. 個人市民税の均等割については、標準税率（2,500円）を採用する。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定により、合併年度に続く3年度間は現行の税率を適用する。  
納期については、川内市の例により調整する。ただし、各納期限は、月末とする方向で調整する。  
減免については、川内市の例による。
2. 法人市民税の法人税割の税率は、川内市の例により制限税率（14.7%）を採用する。  
ただし、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定により、合併年度に続く3年度間は現行の税率を適用する。
3. 固定資産税の税率については、現行のとおり（1.4%）とする。  
減免については、川内市の例により調整する。ただし、減免に関する規定については、合併までに調整する。  
納期については、川内市の例により調整する。ただし、各納期限は、月末とする方向で調整する。
4. 特別土地保有税については、川内市、樋脇町、入来町の例により調整する。
5. 鉱産税は、入来町の例により調整する。
6. 軽自動車税の税率は、川内市、東郷町の例により調整する。  
納期については、川内市の例により調整する。ただし、納期限は、月末とする方向で調整する。  
減免、課税免除については、川内市の例により調整する。  
非課税の範囲については、地方税法第443条によるものとする。
7. 市町村たばこ税については、現行のとおりとする。
8. 入湯税の税率については、川内市、樋脇町、入来町、祁答院町（100円）の例により調整する。  
課税免除については、合併までに調整する。  
入湯税の充当については、新市において平成17年度分から調整する。
9. 納税組合及び納税嘱託員制度については、廃止の方向で調整する。  
納税組合奨励金及び補助金、納税嘱託員委託料については、新市自治組織への補助制度で調整する。
10. 個人町（村）民税、固定資産税の納期前納付報奨金については、廃止の方向で調整する。
11. 口座振替については、川内市の例により調整し、取扱い金融機関については、合併までに総合的に調整する。
12. 納付書の発送方法に差異のあるものについては、郵送を基本にして合併までに総合的に調整する。

### 指宿地区4市町合併協議会（鹿児島県）

- 1 個人市民税
  - ①均等割については、地方税法の定める標準税率とする。
  - ②所得割については、4市町相違がないので現行のとおりとする。
  - ③納期については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から指宿市の制度を適用する。
- 2 法人市民税
  - ①法人税割については、指宿市及び山川町の制度を適用する。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用して、合併年度及びこれに続く3年度間は現行の税率を適用する。
  - ②均等割については、4市町相違がないので、現行のとおりとする。
- 3 固定資産税
  - ①税率については、4市町相違がないので、現行のとおりとする。
  - ②納期については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から指宿市の制度を適用する。
- 4 軽自動車税
  - ①税率については、4市町相違がないので、現行のとおりとする。
  - ②納期については、指宿市、山川町及び開聞町の制度を適用する。
- 5 市（町）たばこ税、鉱産税、特別土地保有税については、4市町相違がないので、現行のとおりとする。
- 6 入湯税については、指宿市の制度を適用する。
- 7 都市計画税については、指宿市の制度を適用する。

宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会（愛媛県）

1. 個人市町民税は、標準税率を採用する。ただし、個人均等割は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第10条の規定を適用し、合併年度は現行の税率を採用する。納期は、吉田町、津島町の例により調整する。ただし、合併年度は、旧市町の例による。
2. 法人市町民税の均等割及び法人税割の税額は、制限税率を採用する。ただし、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第10条の規定を適用し、合併年度及びこれに続く5年度間は現行の税率を採用する。
3. 固定資産税は、標準税率を採用する。ただし、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第10条の規定を適用し、合併年度及びこれに続く5年度間は現行の税率を採用する。納期は、合併時まで調整する。
4. 軽自動車税の税率は、標準税率を採用する。納期は、5月1日から5月31日までとする。ただし、合併年度は、旧市町の例による。
5. 市町たばこ税、特別土地保有税及び鉱産税は、現行のまま新市に引き継ぐ。
6. 入湯税は、宇和島市の例により調整する。

高田郡六町合併協議会（広島県）

- 1 個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、入湯税及びたばこ税に係る税率については、6町に相違がないため、市税として現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 納期については、次のとおりとする。
  - ア 個人市民税の納期は、6月、8月、10月、及び翌年1月の4期とし、各月の1日から末日までとする。
  - イ 固定資産税の納期は、5月、7月、12月及び翌年2月の4期とし、各月の1日から末日までとする。ただし、12月については、1日から25日までとする。
  - ウ 軽自動車税の納期は、5月1日から同月31日までとする。
- 3 固定資産税に係る課税地積及び土地評価方法については、各町単位で従前の方法による。

宮津市・加税町・岩滝町・伊根町・野田川町合併協議会（京都府）

- 地方税（国民健康保険税及び都市計画税を除く）の取扱いについては、次のとおりとします。
- 1 固定資産税の税率については、1.4%とします。
  - 2 個人の住民税については、1市4町に相違がないため現行のとおり新市に引き継ぎます。なお、平成17年度の均等割りの税率は、地方税法の人口規模別の標準税率を適用し、2,500円とします。
  - 3 法人の住民税については、1市4町に相違がないため現行のとおり新市に引き継ぎます。
  - 4 軽自動車税の税率については、次のものを除き1市4町に相違がないため現行のとおり新市に引き継ぎます。
    - ①小型特殊自動車（農耕作業用のもの）は、年額1,600円とします。
    - ②小型特殊自動車（その他のもの）は、年額4,700円とします。
  - 5 入湯税については、宮津市の例により課税します。
  - 6 たばこ税については、1市4町に相違がないため現行のとおり新市に引き継ぎます。
  - 7 特別土地保有税については、免税点以外は1市4町に相違がないため現行のとおり新市に引き継ぎます。
  - 8 固定資産税及び個人の住民税の納期の相違、並びに単独若しくは集合の徴収方法の相違については、新市移行までの早期に調整します。

玉名地域1市8町合併協議会（熊本県）

- 1 個人市民税の納税義務者については、現行のとおりとする。

税率については、所得割は現行のとおりとし、均等割は地方税法第310条の規定に基づき、合併する日の属する年度の翌年度以降年額2,500円とする。

普通徴収の方法による納期については、地方税法第320条の規定に基づき、6月、8月、10月、翌年1月とし、特別徴収は現行のとおりとする。
- 2 法人市民税の納税義務者については、現行のとおりとする。

税率については、地方税法第312条第2項及び第314条の6第1項の規定に基づき、均等割・法人税割共に制限税率とする。

ただし、合併する日の属する年度及びこれに続く5年度間は、合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、それぞれの旧市町の例により不均一課税とする。
- 3 固定資産税の納税義務者・税率・免税点については、現行のとおりとする。

納期については、地方税法第362条第1項ただし書きの規定に基づき、5月、9月、12月、翌年2月とする。
- 4 軽自動車税の納税義務者・納期については、現行のとおりとする。

税率については、地方税法第444条の規定に基づき、標準税率とする。ただし、小型特殊自動車は現行のとおりとする。また、標識のき損等にかかる弁償金については、玉名市、玉東町、長洲町の例による。
- 5 市町村たばこ税については、現行のとおりとする。
- 6 鉱産税については、現行のとおりとする。
- 7 特別土地保有税については、徴収猶予等は新市に引き継ぐ。
- 8 入湯税の納税義務者については、現行のとおりとする。税率・申告納付期限については、玉名市の例による。ただし、合併する日の属する年度については、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、それぞれの旧市町の例により不均一課税とする。
- 9 都市計画税の納税義務者・課税標準・税率については、当分の間現行のとおりとする。納期については、固定資産税の納期と同様とする。

○ 地方税の取扱いについて

1市6町調整方針
1 個人市民税の所得割については、現行のとおりとする。均等割の税率については、標準税率を採用する。なお、個人市民税の納期については、普通徴収分は国分市、霧島町の例によるものとし、特別徴収分は現行のとおりとする。
2 法人市民税の均等割については、地方税法第312条第1項の規定に定める額とする。法人税割の税率については、国分市の例により制限税率14.7%を採用する。ただし、合併特例法第10条の規定により、国分市を除く <u>6町</u> は、 <u>平成17年度から平成19年度までの</u> 3年度間は現行の税率を適用する。 <u>なお、平成16年度課税分については、現行のとおりとする。</u>
3 固定資産税の税率については、現行のとおり1.4%とする。納期については、5月、7月、12月、2月の4期とし、各月1日から同月末日までとする。ただし、12月については1日から28日までとする。
4 軽自動車税の税率については、国分市、霧島町、福山町の例によるものとする。納期については、5月1日から5月31日までとする。
5 たばこ税の税率については、現行のとおりとする。
6 特別土地保有税の税率については、現行のとおりとする。
7 入湯税の税率については、牧園町の例によるものとし、 <u>合併後の平成17年度課税分</u> から適用する。ただし、 <u>平成16年度</u> 課税分については、現行のとおりとする。
8 都市計画税の課税区域及び税率については、現行のとおりとする。ただし、新たな区域と税率については、新市において調整するものとする。



1市5町調整方針
1 同左
2 法人市民税の均等割については、地方税法第312条第1項の規定に定める額とする。法人税割の税率については、国分市の例により制限税率14.7%を採用する。ただし、合併特例法第10条の規定により、国分市を除く <u>5町</u> は、 <u>合併年度を含む</u> 3年度間は現行の税率を適用する。
3 同左
4 同左
5 同左
6 同左
7 入湯税の税率については、牧園町の例によるものとし、 <u>平成18年4月1日</u> から適用する。ただし、 <u>合併後の平成17年度</u> 課税分については、現行のとおりとする。
8 同左

国民健康保険事業の取扱いについて（協定項目21）

国民健康保険事業の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

- 1 国民健康保険税については、合併後の平成18年度課税分までは1市5町の例により、その取扱いを継承することとし、平成19年度課税分から新市で統一した税率を適用する。課税方式は、資産割課税を廃止した3方式も含め検討する。なお、納期については、国分市の例により、7月、8月、9月、10月、11月、12月、1月及び2月の8期とし、各月の1日から末日までとする。ただし、12月においては、1日から28日とする。
- 2 短期被保険者証については、現行どおり新市に引き継ぐ。資格証明書については、現在交付している市町においては現行どおり新市に引き継ぎ、交付していない町は合併後速やかに交付する。
- 3 人間ドックは新市においても実施し、合併までに統一した事業内容を決定する。他の検診についても同様とする。その他の保健事業については、現行どおり新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。
- 4 国民健康保険運営協議会の設置については、国民健康保険法第11条に定められており、委員は各代表6名ずつの18名とし、新市に引き継ぐ。
- 5 国保連合会共同処理事業については、共同処理委託事業と独自電算との併用で行う。
- 6 レセプト点検事業については、専門職員を雇用し業務を行う。レセプト開示については、取扱い要領等を合併までに調整し、新市に引き継ぐ。
- 7 高額療養費支給事業については現行どおり新市に引き継ぐ。出産育児一時金については、現行どおりとし、支給方法については、国分市の例による。葬祭費支給額については2万円とし、支給方法については、国分市の例による。
- 8 被保険者証のカード化については、合併後に調整する。

平成16年11月19日提出

始良中央合併協議会  
会長 鶴丸 明人

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	10 地方税の取扱い	関係項目	国民健康保険税
調整の内容	国民健康保険税については、合併後の平成18年度課税分までは1市5町の例により、その取扱いを継承することとし、平成19年度課税分から新市で統一した税率を適用する。課税方式は、資産割課税を廃止した3方式も含め検討する。なお、納期については、国分市の例により、7月、8月、9月、10月、11月、12月、1月及び2月の8期とし、各月の1日から末日までとする。ただし、12月においては、1日から28日とする。		

各市町の現況

項目		国分市	横川町	牧園町	霧島町	隼人町	福山町		
概要	世帯数	8,814世帯	1,355世帯	2,401世帯	1,394世帯	6,878世帯	1,581世帯		
	被保険者数	16,249人	2,445人	4,528人	2,675人	12,467人	2,887人		
	税を廃止した3方式も含め検討する	1.84人	1.80人	1.89人	1.90人	1.81人	1.83人		
	一般会計繰入金 (保健基盤安定繰入金を除く)	178,197,300円	10,575,000円	39,117,000円	22,337,000円	118,530,000円	83,719,000円		
	療養給付費費用額	一般	1,772,772,713円	284,166,190円	486,301,650円	321,427,088円	1,424,190,148円	394,018,000円	
		退職	680,624,142円	83,907,440円	142,053,140円	111,378,380円	588,331,915円	66,821,000円	
	国民健康保険給付基金	284,800,000円	166,000,000円	144,450,763円	4,850,000円	50,159,465円	8,758,000円		
	国民健康保険高額貸付基金	5,000,000円	2,000,000円	4,000,000円	2,000,000円	6,245,634円	2,500,000円		
	療養費費用額	一般	10,677,868円	1,243,074円	3,596,312円	2,316,432円	9,955,257円	1,301,000円	
		退職	5,973,391円	446,941円	1,461,671円	810,811円	4,602,618円	577,000円	
	老人保健拠出金	1,104,818,585円	221,192,194円	335,023,400円	198,120,611円	939,842,807円	277,359,000円		
	保険税 (現年度 調定額)	医療	一般	935,608,400円	117,307,203円	222,812,300円	147,684,580円	797,695,161円	130,730,000円
			退職	170,684,900円	18,725,797円	29,976,300円	27,598,420円	158,855,939円	19,402,000円
		介護	一般	56,595,300円	7,942,041円	19,027,000円	10,480,858円	45,657,383円	8,630,000円
			退職	13,548,800円	1,676,159円	2,663,200円	2,087,842円	12,007,717円	1,924,000円
収納率	現年度課税分(一般分)	90.48%	97.75%	94.92%	94.06%	92.14%	93.76%		
	滞納繰越分(一般分)	12.77%	16.37%	13.65%	17.58%	8.14%	12.70%		
税率	所得割	医療分 税率	7.7%	7.5%	7.5%	8.9%	8.2%	9.5%	
		介護分 税率	1.0%	0.9%	1.2%	1.3%	1.4%	1.0%	
	資産割	医療分 税率	30.8%	50.0%	55.0%	57.0%	30.0%	55.0%	
		介護分 税率	5.4%	8.0%	8.0%	9.0%	6.0%	5.6%	
	均等割	医療分 税率	25,300円	22,200円	21,000円	26,000円	28,000円	22,000円	
		介護分 税率	5,800円	5,600円	6,600円	6,000円	7,000円	5,000円	
平等割	医療分 税率	26,400円	23,400円	22,000円	27,000円	29,000円	24,000円		
	介護分 税率	4,000円	3,400円	4,000円	5,000円	4,500円	3,500円		
課税限度額	医療分	530,000円	530,000円	530,000円	530,000円	530,000円	530,000円		
	介護分	80,000円	80,000円	80,000円	80,000円	80,000円	80,000円		
納期	軽減率	7割 5割 2割	7割 5割 2割	7割 5割 2割	7割 5割 2割	7割 5割 2割	7割 5割 2割		
	賦課期日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日		
	本算定日	7月1日	7月1日	7月1日	8月1日	5月22日	8月1日		
	回数	8回	4回	4回	7回	10回	6回		
	期日	第1期	7月1日～31日	第1期 4月1日～30日	第1期 5月1日～31日	第1期 5月1日～31日	6月～3月までの月末	第1期 5月1日～31日	
		第2期	8月1日～31日	第2期 7月1日～31日	第2期 7月1日～31日	第2期 6月1日～30日		第2期 8月1日～31日	
		第3期	9月1日～30日	第3期 10月1日～31日	第3期 9月1日～30日	第3期 8月1日～31日		第3期 9月1日～30日	
		第4期	10月1日～31日	第4期 12月1日～25日	第4期 12月1日～20日	第4期 9月1日～30日		第4期 11月1日～30日	
第5期		11月1日～30日			第5期 10月1日～31日		第5期 12月1日～27日		
第6期		12月1日～25日			第6期 11月1日～30日		第6期 1月4日～31日		
第7期		1月1日～31日			第7期 12月1日～25日				
第8期		2月1日～末日							



始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	2 1 国民健康保険事業	関係項目	資格証明書、短期被保険者証の適用
調整の内容	2 短期被保険者証については、現行どおり新市に引き継ぐ。資格証明書については、現在交付している市町においては現行どおり新市に引き継ぎ、交付していない町は合併後速やかに交付する。		

各市町の現況

国分市	横川町	牧園町	霧島町
<p>【目的】 被保険者が特別な事情がないにもかかわらず国民健康保険税を滞納している場合に、税負担の公平を図る観点から、被保険者証を返還させ、短期被保険者証又は資格証明書を発行するものである。</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格証明書 医療機関にかかる時の医療費が全額負担となるもので、その後本人からの申出によりその7割分を支払うものである。</li> <li>・短期被保険者証 保険証の有効期限が1ヶ月や2ヶ月と極めて短いもので、その被保険者の納税状況に応じて短期保険証を発行するものである。 <p>【平成14年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格証明書 154件</li> <li>・短期被保険者証 270件</li> </ul> </li></ul>	<p>【目的】 同左</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格証明書 同左</li> <li>・短期被保険者証 同左</li> </ul> <p>【平成14年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格証明書 1件</li> <li>・短期被保険者証 30件</li> </ul>	<p>【目的】 同左</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格証明書 同左</li> <li>・短期被保険者証 同左</li> </ul> <p>【平成14年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格証明書 1件</li> <li>・短期被保険者証 174件</li> </ul>	<p>【目的】 同左</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格証明書 同左</li> <li>・短期被保険者証 同左</li> </ul> <p>【平成14年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格証明書 2件</li> <li>・短期被保険者証 18件</li> </ul>
隼人町	福山町		調整の具体的内容
<p>【目的】 被保険者が特別な事情がないにもかかわらず国民健康保険税を滞納している場合に、税負担の公平を図る観点から、被保険者証を返還させ、短期被保険者証又は資格証明書を発行するものである。</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格証明書 医療機関にかかる時の医療費が全額負担となるもので、その後本人からの申出によりその7割分を支払うものである。</li> <li>・短期被保険者証 保険証の有効期限が1ヶ月や2ヶ月と極めて短いもので、その被保険者の納税状況に応じて短期保険証を発行するものである。 <p>【平成14年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格証明書 33件</li> <li>・短期被保険者証 220件</li> </ul> </li></ul>	<p>【目的】 同左</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格証明書 同左</li> <li>・短期被保険者証 同左</li> </ul> <p>【平成14年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格証明書 0件</li> <li>・短期被保険者証 49件</li> </ul>		<p>資格証明書、短期被保険者証の交付要綱及び要領を合併時まで調整する。短期被保険者証の有効期限は3ヶ月を基本に、税務課徴収担当と協議のうえ決定していく。</p>

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	2 1 国民健康保険事業	関係項目	保健事業
調整の内容	3 人間ドックは新市においても実施し、合併までに統一した事業内容を決定する。他の検診についても同様とする。その他の保健事業については、現行どおり新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。		

各市町の現況

国分市	横川町	牧園町	霧島町
<p>【検診】平成14年度助成実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人間ドック                     <ul style="list-style-type: none"> <li>一般コース一人 25,000 円</li> <li>女性コース一人 27,000 円</li> <li>126 件 3,260,000 円</li> </ul> </li> </ul> <p>【その他の保健事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>衛生教育</li> <li>感染症その他の疾病の予防</li> <li>健康診断</li> <li>母性及び乳幼児の保護</li> <li>栄養改善</li> <li>レクリエーション</li> <li>その他の保険給付又は被保険者の健康の保持増進のために必要な施設</li> </ul>	<p>【検診】平成14年度助成実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人間ドック                     <ul style="list-style-type: none"> <li>1日ドック一人 25,000 円</li> <li>2日ドック一人 35,000 円</li> <li>58 件 1,460,000 円</li> </ul> </li> <li>脳ドック一人 25,000 円                     <ul style="list-style-type: none"> <li>2 件 50,000 円</li> </ul> </li> <li>節目ドック一人 30,000 円                     <ul style="list-style-type: none"> <li>9 件 270,000 円</li> </ul> </li> </ul> <p>【その他の保健事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>男の料理教室、歯科健康教育</li> <li>一般健康相談</li> <li>妊産婦健康相談</li> <li>栄養健康相談</li> <li>健康審査事業</li> <li>高齢者対策事業、在宅ケア等推進事業</li> <li>健康の保持増進、体力の増進事業</li> <li>地域活動等組織の育成</li> </ul>	<p>【検診】平成14年度助成実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人間ドック                     <ul style="list-style-type: none"> <li>一人 20,000 円</li> <li>26 件 520,000 円</li> </ul> </li> <li>基本検診他                     <ul style="list-style-type: none"> <li>1400 件 1,372,000 円</li> </ul> </li> </ul> <p>【その他の保健事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康教育</li> <li>健康相談</li> <li>健康診断</li> <li>健康ゲートボール大会</li> </ul>	<p>【検診】平成14年度助成実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人間ドック                     <ul style="list-style-type: none"> <li>一人 20,000 円</li> <li>78件 1,560,000 円</li> </ul> </li> <li>脳ドック                     <ul style="list-style-type: none"> <li>ドック経費の半額を助成</li> <li>2件 32,000 円</li> </ul> </li> </ul> <p>【その他の保健事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康教育</li> <li>健康相談、健康診査</li> <li>高齢者対策事業</li> <li>体力増進事業</li> <li>組織育成事業</li> <li>心の健康づくり事業</li> </ul>
隼人町	福山町		調整の具体的内容
<p>【検診】平成14年度助成実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人間ドック                     <ul style="list-style-type: none"> <li>1日ドック一人 25,000 円</li> <li>134 件 3,350,000 円</li> </ul> </li> <li>腹部超音波検診                     <ul style="list-style-type: none"> <li>一人 3,350 円</li> <li>743件 2,489,050 円</li> </ul> </li> <li>骨粗しょう症                     <ul style="list-style-type: none"> <li>一人 2,050 円</li> <li>141件 289,050 円</li> </ul> </li> </ul> <p>【その他の保健事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康教育</li> <li>健康相談、健康診査</li> <li>成人病その他の疾病の予防</li> <li>健康づくり運動</li> <li>栄養改善、母子保健</li> <li>レクリエーション</li> <li>その他被保険者の健康の保持増進のために必要な事業</li> </ul>	<p>【検診】平成14年度助成実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人間ドック                     <ul style="list-style-type: none"> <li>一人 30,000 円</li> <li>62 件 1,860,000 円</li> </ul> </li> <li>節目ドック一人35,000 円                     <ul style="list-style-type: none"> <li>2 件 70,000 円</li> </ul> </li> </ul> <p>【その他の保健事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各種健康づくり教室</li> <li>在宅訪問指導事業</li> <li>国保制度周知事業</li> <li>人間ドック扶助料</li> <li>エイズパンフレット配布</li> <li>その他健康づくりに関すること</li> </ul>		<p>調整の具体的内容</p> <p>その他の保健事業については、関係部署と協議調整していく。</p>

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	2 1 国民健康保険事業	関係項目	国民健康保険運営協議会
調整の内容	4 国民健康保険運営協議会の設置については、国民健康保険法第11条に定められており、委員は各代表6名ずつの18名とし、新市に引き継ぐ。		

各市町の現況

国分市	横川町	牧園町	霧島町
<p><b>【概要】</b> 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する。会は、国保事業の運営に関する重要事項を審議するが、この重要事項とは、国保事業の基本をなすべき事項及び保険財政に重大な影響を及ぼす事項をいう。具体的には、一部負担金の負担割合、保険税の賦課方式、保険給付の種類及び内容の変更、保健事業の実施計画の策定等。会は市町長の諮問に応じるとともに、諮問事項に関して意見を述べるができる。</p> <p><b>【委員の定数】</b> ・被保険者を代表する委員 5人 ・医療機関を代表する委員 5人 ・公益を代表する委員 5人 <b>【委員報酬】</b> ・会長 5,500円 委員 5,100円</p>	<p><b>【概要】</b> 同左</p> <p><b>【委員の定数】</b> ・被保険者を代表する委員 3人 ・医療機関を代表する委員 3人 ・公益を代表する委員 3人 <b>【委員報酬】</b> ・会長 4,500円 委員 4,500円</p>	<p><b>【概要】</b> 同左</p> <p><b>【委員の定数】</b> ・被保険者を代表する委員 4人 ・医療機関を代表する委員 4人 ・公益を代表する委員 4人 <b>【委員報酬】</b> ・会長 4,800円 委員 4,600円</p>	<p><b>【概要】</b> 同左</p> <p><b>【委員の定数】</b> ・被保険者を代表する委員 4人 ・医療機関を代表する委員 4人 ・公益を代表する委員 4人 <b>【委員報酬】</b> ・会長 4,800円 委員 4,600円</p>
隼人町	福山町		調整の具体的内容
<p><b>【概要】</b> 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する。会は、国保事業の運営に関する重要事項を審議するが、この重要事項とは、国保事業の基本をなすべき事項及び保険財政に重大な影響を及ぼす事項をいう。具体的には、一部負担金の負担割合、保険税の賦課方式、保険給付の種類及び内容の変更、保健事業の実施計画の策定等。会は市町長の諮問に応じるとともに、諮問事項に関して意見を述べることができる。</p> <p><b>【委員の定数】</b> ・被保険者を代表する委員 3人 ・医療機関を代表する委員 3人 ・公益を代表する委員 3人 <b>【委員報酬】</b> ・会長 4,800円 委員 4,600円</p>	<p><b>【概要】</b> 同左</p> <p><b>【委員の定数】</b> ・被保険者を代表する委員 3人 ・医療機関を代表する委員 3人 ・公益を代表する委員 3人 <b>【委員報酬】</b> ・会長 4,800円 委員 4,600円</p>		<p><b>【新市の委員定数】</b> ・被保険者を代表する委員 6人 (1市6町の枠から1人ずつ選出) ・医療機関を代表する委員 6人 (1市6町のバランスを図る) ・公益を代表する委員 6人 (副議長、国保事業が属する常任委員長、社会福祉協議会、民生委員、J A、被用者保険からそれぞれ1人) <b>【諮問する事項】</b> 当初予算、条例改正を伴う補正予算及び税率改正等の条例改正を諮問する</p>

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	2 1 国民健康保険事業	関係項目	国保連合会共同処理事業
調整の内容	5 国保連合会共同処理事業については、共同処理委託事業と独自電算との併用で行う。		

各市町の現況

国分市	横川町	牧園町	霧島町
該当なし	<p>【目的】 国保の保険者共通の事務を一元的に共同処理</p> <p>【委託事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者の資格異動に関すること</li> <li>・診療報酬明細書等資格確認及び給付記録事務に関すること</li> <li>・過誤調整・再審査依頼に関すること</li> <li>・被保険者台帳の作成</li> <li>・退職被保険者等の適用適正化に関する資料の作成</li> <li>・高額療養費支給申請書の作成</li> <li>・毎月事報告書（月報）の資料作成</li> <li>・事業状況報告（年報）の資料作成</li> <li>・国庫補助金申請等基礎資料の作成</li> <li>・国民健康保険事業状況資料の作成</li> <li>・保健事業関係資料の作成</li> </ul> <p>【平成14年度委託料】 3,269,549 円</p>	<p>【目的】 同左</p> <p>【委託事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者の資格異動に関すること</li> <li>・診療報酬明細書等資格確認及び給付記録事務に関すること</li> <li>・過誤調整・再審査依頼に関すること</li> <li>・被保険者台帳の作成</li> <li>・退職被保険者等の適用適正化に関する資料の作成</li> <li>・高額療養費支給申請書の作成</li> <li>・毎月事報告書（月報）の資料作成</li> <li>・事業状況報告（年報）の資料作成</li> <li>・国庫補助金申請等基礎資料の作成</li> </ul> <p>【平成14年度委託料】 2,243,793 円</p>	<p>【目的】 同左</p> <p>【委託事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者の資格異動に関すること</li> <li>・診療報酬明細書等資格確認及び給付記録事務に関すること</li> <li>・過誤調整・再審査依頼に関すること</li> <li>・被保険者台帳の作成</li> <li>・退職被保険者等の適用適正化に関する資料の作成</li> <li>・高額療養費支給申請書の作成</li> <li>・毎月事報告書（月報）の資料作成</li> <li>・事業状況報告（年報）の資料作成</li> <li>・国庫補助金申請等基礎資料の作成</li> </ul> <p>【平成14年度委託料】 2,976,840 円</p>
隼人町	福山町	調整の具体的内容	
<p>【目的】 国保の保険者共通の事務を一元的に共同処理することにより、効率的な事業運営を図る。</p> <p>【委託事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者の資格異動に関すること</li> <li>・診療報酬明細書等資格確認及び給付記録事務に関すること</li> <li>・過誤調整・再審査依頼に関すること</li> <li>・退職被保険者等の適用適正化に関する資料の作成</li> <li>・診療報酬明細書マスターテープの作成及び資格確認照合表の作成</li> <li>・保健事業関係資料の作成</li> </ul> <p>【平成14年度委託料】 2,393,826 円</p>	<p>【目的】 同左</p> <p>【委託事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者の資格異動に関すること</li> <li>・診療報酬明細書等資格確認及び給付記録事務に関すること</li> <li>・過誤調整・再審査依頼に関すること</li> <li>・被保険者台帳の作成</li> <li>・退職被保険者等の適用適正化に関する資料の作成</li> <li>・高額療養費支給申請書の作成</li> <li>・毎月事報告書（月報）の資料作成</li> <li>・事業状況報告（年報）の資料作成</li> <li>・国庫補助金申請等基礎資料の作成</li> <li>・国民健康保険事業状況資料の作成</li> <li>・保健事業関係資料の作成</li> <li>・調整交付金及び特別調整交付金基礎資料の作成</li> <li>・医療費通知の作成</li> </ul> <p>【平成14年度委託料】 2,391,143 円</p>	<p>国保連合会共同処理と独自電算処理それぞれの利点を考慮し、最小の費用で最大の効果があがるよう検討し、併用の内容を決定していく。</p>	

協議事項	2 1 国民健康保険事業	関係項目	レセプト点検事業（レセプト開示含む）
調整の内容	6 レセプト点検事業については、専門職員を雇用し業務を行う。レセプト開示については、取扱い要領等を合併までに調整し、新市に引き継ぐ。		

各市町の現況

国分市	横川町	牧園町	霧島町
<p>【レセプト点検業務形態】 レセプト点検専門員を嘱託職員として3人雇</p> <p>【賃金及び委託料】 143,800円×15.5月×3人=6,686,700円</p> <p>【レセプト開示に関する要領・要綱】 診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領、老人医療の診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領</p> <p>【レセプト開示件数】平成14年度実績 0件</p>	<p>【レセプト点検業務形態】 委託</p> <p>【賃金及び委託料】平成14年度実績 1,133,665円</p> <p>【レセプト開示に関する要領・要綱】 横川町診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領</p> <p>【レセプト開示件数】平成14年度実績 0件</p>	<p>【レセプト点検業務形態】 委託</p> <p>【賃金及び委託料】平成14年度実績 1,738,800円</p> <p>【レセプト開示に関する要領・要綱】 要領・要綱なし</p> <p>【レセプト開示件数】平成14年度実績 0件</p>	<p>【レセプト点検業務形態】 委託</p> <p>【賃金及び委託料】平成14年度実績 1,679,360円</p> <p>【レセプト開示に関する要領・要綱】 国民健康保険及び老人保健診療報酬明細書等の開示に係る取扱い要領</p> <p>【レセプト開示件数】平成14年度実績 0件</p>
隼人町	福山町		調整の具体的内容
<p>【レセプト点検業務形態】 委託</p> <p>【賃金及び委託料】平成14年度実績 1,265,670円</p> <p>【レセプト開示に関する要領・要綱】 診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領</p> <p>【レセプト開示件数】平成14年度実績 0件</p>	<p>【レセプト点検業務形態】 嘱託職員を雇用</p> <p>【賃金及び委託料】平成14年度実績 賃金一人 1,762,500円 委託料 604,800円</p> <p>【レセプト開示に関する要領・要綱】 福山町国民健康保険及び老人保健診療報酬等の開示に係る取扱い要領</p> <p>【レセプト開示件数】平成14年度実績 0件</p>		<p>レセプト点検事業については、専門職員を雇用し業務を行う。レセプト開示については、取扱い要領等を合併までに調整し、新市に引き継ぐ。</p>

協議事項	2 1 国民健康保険事業	関係項目	高額療養費（貸付け含む）、出産育児一時金、葬祭費
調整の内容	7 高額療養費支給事業については現行どおり新市に引き継ぐ。出産育児一時金については、現行どおりとし、支給方法については、国分市の例による。葬祭費支給額については2万円とし、支給方法については、国分市の例による。		

各市町の現況

国分市	横川町	牧園町	霧島町
<p>【高額療養費（貸付含む）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>概要 被保険者が1ヶ月に保険診療費として支払った額が、基準を超えると、申請によりその超えた額を世帯主に対し支給する。</li> <li>平成14年度支給実績 3,027件 260,272,286円</li> </ul> <p>【出産育児一時金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>概要 被保険者が出産した時に、被保険者の属する世帯主に対して30万円を支給する。</li> <li>平成14年度支給実績 92件 27,600,000円</li> </ul> <p>【葬祭費】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>概要 被保険者が死亡した時、その葬儀を行った人に対して2万円を支給する。</li> <li>平成14年度支給実績 256件 5,120,000円</li> </ul>	<p>【高額療養費（貸付含む）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>概要 医療費が1万円以上であり、かつ高額な医療費を支払うことが困難と認められる者の属する世帯に対し、貸付を行う。</li> <li>平成14年度支給実績 452件 37,275,421円</li> </ul> <p>【出産育児一時金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>概要 被保険者が出産した時、該当被保険者の属する世帯主に対して30万円を支給する。</li> <li>平成14年度支給実績 8件 2,400,000円</li> </ul> <p>【葬祭費】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>概要 被保険者が死亡した時、その者の葬儀を行う者に対し2万円を支給する。</li> <li>平成14年度支給実績 58件 1,160,000円</li> </ul>	<p>【高額療養費（貸付含む）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>概要 医療費の支払いが困難である被保険者に対し、資金を貸し付けることによって、その世帯の生活の安定を図る。</li> <li>平成14年度支給実績 628件 66,588,450円</li> </ul> <p>【出産育児一時金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>概要 被保険者が出産した時、当該被保険者の属する世帯主に対して30万円を支給する。</li> <li>平成14年度支給実績 12件 3,600,000円</li> </ul> <p>【葬祭費】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>概要 被保険者が死亡した時、その者の葬儀を行う者に対し1万円を支給する。</li> <li>平成14年度支給実績 89件 890,000円</li> </ul>	<p>【高額療養費（貸付含む）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>概要 医療費の支払いが困難である被保険者に対し、資金を貸し付けることによって、その世帯の生活の安定を図る。</li> <li>平成14年度支給実績 502件 37,499,680円</li> </ul> <p>【出産育児一時金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>概要 被保険者が出産した時、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し30万円を支給する。</li> <li>平成14年度支給実績 9件 2,700,000円</li> </ul> <p>【葬祭費】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>概要 被保険者が死亡した時、その葬儀を行う者に対し葬祭費として1万円を支給する。</li> <li>平成14年度支給実績 60件 600,000円</li> </ul>
隼人町	福山町		調整の具体的内容
<p>【高額療養費（貸付含む）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>概要 一部負担金の額が一部負担金限度額を超えて支払いがなされた場合に、限度額を超えた部分の額を払い戻しする。</li> <li>平成14年度支給実績 2,407件 205,475,719円</li> </ul> <p>【出産育児一時金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>概要 被保険者が出産したときは、世帯主に対し、出産育児一時金として30万円を支給する。</li> <li>平成14年度支給実績 52件 15,600,000円</li> </ul> <p>【葬祭費】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>概要 被保険者が死亡した時、その者の葬儀を行う者に対し2万円を支給する。</li> <li>平成14年度支給実績 223件 4,460,000円</li> </ul>	<p>【高額療養費（貸付含む）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>概要 医療費の支払いが困難である被保険者に対し、資金を貸し付けることによって、その世帯の生活の安定を図る。</li> <li>平成14年度支給実績 107件 7,040,803円</li> </ul> <p>【出産育児一時金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>概要 被保険者が出産したときは、世帯主に対し、出産育児一時金として30万円を支給する。</li> <li>平成14年度支給実績 10件 3,000,000円</li> </ul> <p>【葬祭費】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>概要 被保険者が死亡した時、その者の葬儀を行う者に対し1万円を支給する。</li> <li>平成14年度支給実績 60件 600,000円</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>国分市の出産育児一時金の支給 出産育児一時金の申請があると、書類審査後に30万円の金券が発行される。申請者はこれを会計窓口へ提出することで30万円の現金を受け取るものである。他の町については、口座振込方式のため、申請者が現金を手にするまでに1週間から1ヶ月ほどかかる。</li> <li>国分市の葬祭費の支給 国民健康保険の被保険者の死亡届けが提出されると、2万円が即日現金支給される。（保険証提出が条件である。）</li> </ul>

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	2 1 国民健康保険事業	関係項目	被保険者証に関する事務
調整の内容	8 被保険者証のカード化については、合併後に調整する。		

各市町の現況

国分市	横川町	牧園町	霧島町
現行の被保険者証は、被保険者を世帯単位で記載している。	同左	同左	同左
隼人町	福山町		調整の具体的内容
現行の被保険者証は、被保険者を世帯単位で記載している。	同左		合併後、被保険者証を個人単位で発行するカード化を検討する。

## 国民健康保険事業 先進事例

### 宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会（愛媛県）

1. 国民健康保険制度については、宇和島市の例により保険料とする。
2. 保険料率については、国民健康保険事業の健全で円滑な運営の検討を行い、合併する年度の翌年度より新保険料率を設定するものとする。納期については、合併する年度の翌年度より統一する。
3. 保険料の軽減については、現行のとおりとする。ただし減免については、宇和島市の例により合併時に統一する。
4. 保険給付事業の出産育児一時金については、現行のとおりとし、葬祭費及びはり・きゅう施術費助成については、合併時に統一する。
5. 保健事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、相違のあるものは合併時に調整し統一する。
6. 国民健康保険運営協議会は、合併時に統一する。また国保財政調整基金については、合併時に適切な額を持ち寄る。

### 上五島地域5町合併協議会（長崎県）

- 税率は、最低税率を基本とし、合併後すみやかに調整する。ただし、合併初年度、次年度については旧町の例による。
- 賦課は、5町相違ないため現行どおりとする。ただし、減額申請の期日は合併までに調整する。
- 納期は合併までに調整する。ただし、合併初年度については旧町の例による。
- 督促・延滞金、保険給付金事業は5町相違ないため現行どおりとする。
- 国民健康保険運営協議会は新町において設置、運営する。委員は旧町3名づつとし、15名で構成する。任期は2年とする。
- 保健事業の医療費通知、健康教育事業、健康診査事業の人間ドックは、新町においても実施する。ただし、健康診査事業の必要な事項については、合併後すみやかに調整する。健康診査事業は新町に引き継ぎ、合併後調整する。
- 財政調整基金は新町の国民健康保険財政基盤の安定を図るため、合併時の保有額を持ち寄る。
- 高額療養費貸付金は若松町、上五島町の例によることとし、新町において基金を設置管理する。

### 北魚沼6か町村合併協議会（新潟県）

- 1 国民健康保険料（税）
  - (1) 保険料及び保険税
    - ①国民健康保険については、国民健康保険税を採用する。
    - ②納期については、8期（6・7・8・9・10・11・12・1月）とする。
  - (2) 賦課方式  
国民健康保険税の基礎課税額及び介護納付金課税額の賦課方式は、4方式を採用する。
  - (3) 賦課割合等
    - ①国民健康保険税の基礎課税額及び介護納付金課税額の賦課割合は、標準構成割合である応能割50（所得割40、資産割10）、応益割50（均等割35、平等割15）を採用する。
    - ②税率については毎年変動するが、6町村の税率を参考とし大幅な変動が生じることのないよう努めるものとする。
    - ③賦課限度額は、地方税法第703条の4に規定されている額を採用する。
- 2 給付内容
  - (1) 療養の給付割合
    - ①療養費の給付割合については、国民健康保険法の改正に伴い次のとおり統一する。
    - ②3歳未満の乳幼児は8割、3歳以上70歳未満及び退職者医療制度該当者の本人及び被扶養者は7割とし、70歳以上の者は9割、70歳以上の者で一定以上所得がある者については8割とする。
  - (2) 助産費等
    - ①助産費は33万円に、人間ドックの個人負担額は、1万円に統一する。
    - ②脳ドックについては、当分の間現行のとおりとし、合併後に見直しを行う。
    - ③葬祭費については、6町村とも同額の10万円であり、現行のとおりとする。

### 三次市・双三郡・甲奴町合併協議会（広島県）

- 1 出産育児一時金給付については、現行のとおりとする。
- 2 葬祭費給付については、三和町の例による。
- 3 健康診査助成制度については、新市において新たに設ける。
- 4 高額医療費貸付事業については、新市において統一する。
- 5 健康家庭表彰については、三次市の例による。
- 6 国民健康保険運営協議会については、新市において新たに設置する。
- 7 診療所については、新市に引き継ぐ。

### 高田郡六町合併協議会（広島県）

- (1) 国民健康保険税率については、医療制度改革及び医療費の動向を見定め設定する。なお、急激な国民健康保険税額の増加が見込まれる場合は、移行期間を設け、その財源は、各町が合併時に持ち寄る国民健康保険財政調整基金により補てんする。
- (2) 国民健康保険税における本算定日は、8月1日とする。
- (3) 納期については、4月、7月、8月、9月、10月、11月、1月及び2月の8期とし、各月の1日から末日までとする。
- (4) 国民健康保険給付事業については、現行のとおり行う。



国民健康保健法

(この法律の目的)

第1条 この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。

(被保険者)

第5条 市町村又は特別区（以下単に「市町村」という。）の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。

(特別会計)

第10条 市町村は、国民健康保険に関する収入及び支出について、政令の定めるところにより、特別会計を設けなければならない。

(国民健康保険運営協議会)

第11条 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。

○ 国民健康保険事業の取扱いについて

1市6町調整方針

- 1 国民健康保険税については、合併後の平成17年度課税分までは1市6町の例により、その取扱いを継承することとし、平成18年度課税分から新市で統一した税率を適用する。課税方式は、資産割課税を廃止した3方式を含め検討する。なお、納期については、国分市の例により、7月、8月、9月、**10月**、**11月**、**12月**、1月及び2月の8期とし、各月の1日から末日までとする。ただし、**12月**においては、1日から**28日**とする。
- 2 短期被保険者証については、現行どおり新市に引き継ぐ。資格証明書については、現在交付している市町においては現行どおり新市に引き継ぎ、交付していない町は合併後速やかに交付する。
- 3 人間ドックは新市においても実施し、合併までに統一した事業内容を決定する。他の検診についても同様とする。その他の保健事業については、現行どおり新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。
- 4 国民健康保険運営協議会の設置については、国民健康保険法第**11**条に定められており、委員は各代表7名ずつの21名とし、新市に引き継ぐ。
- 5 国保連合会共同処理事業については、共同処理委託事業と独自電算との併用で行う。
- 6 レセプト点検事業については、専門職員を雇用し業務を行う。レセプト開示については、取扱い要領等を合併までに調整し、新市に引き継ぐ。
- 7 高額療養費支給事業については現行どおり新市に引き継ぐ。出産育児一時金については、現行どおりとし、支給方法については、国分市の例による。葬祭費支給額については2万円とし、支給方法については、国分市の例による。
- 8 被保険者証のカード化については、合併後に調整する。



1市5町調整方針

- 1 国民健康保険税については、合併後の平成18年度課税分までは1市5町の例により、その取扱いを継承することとし、平成19年度課税分から新市で統一した税率を適用する。課税方式は、資産割課税を廃止した3方式も含め検討する。なお、納期については、国分市の例により、7月、8月、9月、**10月**、**11月**、**12月**、1月及び2月の8期とし、各月の1日から末日までとする。ただし、**12月**においては、1日から**28日**とする。
- 2 同左
- 3 同左
- 4 国民健康保険運営協議会の設置については、国民健康保険法第**11**条に定められており、委員は各代表6名ずつの18名とし、新市に引き継ぐ。
- 5 同左
- 6 同左
- 7 同左
- 8 同左

納税関係事業について（協定項目25-5）

納税関係事業について、次のとおり協議を求める。

- 1 個人住民税、固定資産税の前納報奨金については、合併までに廃止する。
- 2 現行の納税組合制度については、合併までに廃止する。

平成16年11月19日提出

始良中央合併協議会  
会長 鶴丸 明人

始良中央合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-5 納税関係事業	関係項目	前納報奨金
調整の内容	個人市民税、固定資産税の前納報奨金については、合併までに廃止する。		

各市町の現況			
国分市	横川町	牧園町	霧島町
<p>該当なし 平成14年度から廃止</p>	<p><b>【概要】</b> 個人の町県民税の納税義務者及び固定資産税の納税義務者（法人を除く）で、第1納期限中に第2期以後の納付額全額を納付した場合で、徴収金の未納がないものに交付する。</p> <p><b>【報償率】</b> 1%×納期前月数、100円未満の端数は切り捨てる。</p> <p><b>【限度額】</b> 10万円</p> <p><b>【対象者】</b> 個人町県民税及び固定資産税の納税義務者</p> <p><b>【該当する納期の設定】</b> 個人町県民税 第1期7月16日～7月31日 固定資産税 第1期5月16日～5月31日</p> <p><b>【実施時期】</b> 第1納期限まで</p> <p><b>【補助金等】</b> 平成14年度 支出実績額 町県民税 495,990円 固定資産税 2,862,720円</p>	<p><b>【概要】</b> 個人の町県民税の納税義務者及び固定資産税の納税義務者で、第1納期限中に第2期以後の納付額全額を納付した場合で、徴収金の未納がないものに交付する。</p> <p><b>【報償率】</b> 1%×納期前月数、100円未満の端数は切り捨てる。</p> <p><b>【限度額】</b> 10万円</p> <p><b>【対象者】</b> 個人町県民税及び固定資産税の納税義務者</p> <p><b>【該当する納期の設定】</b> 個人町県民税 第1期6月16日～6月30日 固定資産税 第1期5月16日～5月31日</p> <p><b>【実施時期】</b> 第1納期限まで</p> <p><b>【補助金等】</b> 平成14年度 支出実績額 町県民税 1,250,760円 固定資産税 5,972,680円</p>	<p><b>【概要】</b> 個人の町県民税の納税義務者及び固定資産税の納税義務者で、第1納期限中に第2期以後の納付額全額を納付した場合で、徴収金の未納がないものに交付する。</p> <p><b>【報償率】</b> ○町県民税 第2期の税額の10%、確定金額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てる。【限度額】 10万円 ○固定資産税 前納金額×前納月数/100 結果的に第2期の税額の9%、確定金額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てる。【限度額】 10万円</p> <p><b>【対象者】</b> 個人町県民税及び固定資産税（法人を含む）の納税義務者</p> <p><b>【該当する納期の設定】</b> 個人町県民税 第1期6月1日～6月30日 固定資産税 第1期5月1日～5月31日 （法人を含む）</p> <p><b>【実施時期】</b> 第1納期限まで</p> <p><b>【補助金等】</b> 平成14年度 支出実績額 町県民税 509,800円 固定資産税 3,810,300円</p>

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-5 納税関係事業	関係項目	前納報奨金
調整の内容	個人市民税、固定資産税の前納報奨金については、合併までに廃止する。		

各市町の現況			
隼人町	福山町		調整の具体的内容
該当なし 平成15年度から廃止	該当なし 平成16年度から廃止		個人市民税、固定資産税の前納報奨金については、合併までに廃止する。

始良中央合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-5 納税関係事業	関係項目	納税組合
調整の内容	現行の納税組合制度については、合併までに廃止する。		

各市町の現況			
国分市	横川町	牧園町	霧島町
該当なし 平成14年度から廃止	該当なし 平成15年度から廃止	該当なし 平成13年度から廃止	該当なし 平成16年度から廃止

始良中央地区合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-5 納税関係事業	関係項目	納税組合
調整の内容	現行の納税組合制度については、合併までに廃止する。		

各市町の現況			
隼人町	福山町		調整の具体的内容
<p><b>【組合数】</b> 196</p> <p><b>【納税報奨金】</b> ・納税組合報奨金 納期限までに納税組合が完納した場合、納付額に対し 1.0/100、1世帯に対し250円 納期限1ヶ月以内に納税組合が完納した場合、納付額に対し 1.0/100、1世帯に対し150円</p> <p>・取りまとめに対する奨励金（組合長に対して） 納期限までに納税組合が完納した場合、納付額に対し 1.5/100、1件に対し6円 納期限1ヶ月以内に納税組合が完納した場合、納付額に対し 0.5/100、1件に対し3円</p> <p><b>【対象税目】</b> 町県民税・固定資産税・軽自動車税・国保税</p> <p><b>【平成14年度支給金額】</b> 納税組合奨励金 12,449,350円 取りまとめ奨励金 一般 4,168,290円 国保 13,080,150円 計 29,697,790円</p>	<p>該当なし 平成16年度から廃止</p>		<p>現行の納税組合制度については、合併までに廃止する。</p>

始良中央合併協議会の調整内容

協定項目	25-5 納税関係事業	関係項目	参考資料（関係法令抜粋）
------	-------------	------	--------------

地方税法

（個人の市町村民税の納期前の納付）

第321条 個人の市町村民税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期後の納期に係る納付額に相当する金額の税金をあわせて納付することができる。

2 前項の規定によつて個人の市町村民税の納税者が当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合においては、市町村は、当該市町村の条例で定める金額の報奨金をその納税者に交付することができる。但し、当該納税者の未納に係る地方団体の徴収金がある場合においては、この限りでない。

3 前項の報奨金の額は、第1項の規定によつて納期前に納付した税額の100分の1に、納期前に係る月数（1月未満の端数がある場合においては、14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。）を乗じて得た額をこえることができない。

（固定資産税に係る納期前の納付）

第365条 固定資産税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金をあわせて納付することができる。

2 前項の規定によつて固定資産税の納税者が当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合においては、市町村は、当該市町村の条例で定める金額の報奨金をその納税者に交付することができる。但し、当該納税者の未納に係る地方団体の徴収金がある場合においては、この限りでない。

3 前項の報奨金の額は、第1項の規定によつて納期前に納付した税額の100分の1に、納期前に係る月数（1月未満の端数がある場合においては、14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。）を乗じて得た額をこえることができない。

納税貯蓄組合法（昭和26年・法律第145号）

（目的）

第1条 この法律は、納税資金の貯蓄を目的として組織される組合及びその連合体について必要な規制を設けるとともに助成の措置を講ずることにより、その健全な発達を図り、もつて租税の容易且つ確実な納付に資せしめることを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「納税貯蓄組合」とは、個人又は法人が一定の地域、職域又は勤務先を単位として任意に組織し組合で、組合員の納税資金の貯蓄のあつ旋その他当該貯蓄に関する事務を行うことを目的とし、且つ、政令で定める手続によりその規約を税務署長及び地方公共団体の長に届け出たものをいう。

2 この法律において「納税貯蓄組合預金」とは、納税貯蓄組合の組合員が納税資金の貯蓄のため組合を通じてする預金又は貯金で、銀行（日本銀行を除く。）、商工組合中央金庫、信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、漁業協同組合又は水産加工業協同組合（以下「指定金融機関」という。）に対して預入したものをいう。

3 この法律において「租税」とは、国税及び地方税（地方税にあわせ又は加算して納付し、又は徴収される地方公共団体の徴収金を含む。）をいう。

（補助金の交付）

第10条 国又は地方公共団体は、納税貯蓄組合に対し、組合の事務に必要な使用人の給料、帳簿書類の購入費、事務所の使用料その他欠くことができない事務費を補うため、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。但し、国及び地方公共団体が交付する補助金の合計額は、組合が使用した当該費用の金額をこえてはならない。

2 国又は地方公共団体は、納税貯蓄組合に対し、組合の役員又は組合員の報酬の支払に充てるため、補助金を交付してはならない。

3 第1項の規定による補助金の交付の手続については、政令で定める。

納税貯蓄組合法施行例（昭和26年・制令99号）

（補助金の交付手続）

第4条 納税貯蓄組合は、法第10条第1項の規定による国又は地方公共団体の補助金の交付を受けようとするときは、毎年10月から翌年9月までの分について、当該期間内に使用した同項の費用の金額及びその費途別の内訳を記載した補助金交付申請書を、その年10月末日までに当該組合の規約の届出をした税務署長を経由して当該組合の主たる事務所の所在地を管轄する国税局長に、又は当該補助金の交付を受けようとする地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、当該補助金の交付を受けようとする地方公共団体が第1条第1項の規定による規約の届出をしていない地方公共団体であるときは、前項の規定により提出する補助金交付申請書には、当該規約の謄本を添附するものとする。



## 納税関係事業 先進事例

### 高田郡六町合併協議会（広島県）

- 1 全期前納報奨金については、第1期に全額納付した者に限り交付し、その割合は100分の0.3とする。交付限度額は設けない。
- 2 納税組合の納税報奨金については、納税事務手数料相当額を交付する。
- 3 完納報奨金については、廃止する。

### 宮津市・加税町・岩滝町・伊根町・野田川町合併協議会（京都府）

納税関係事業については、次のとおりとします。

- (1) 納税組合の組織及び報奨金等については、新市以降までの早期に調整します。
- (2) 個人の住民税及び固定資産税（一体的に徴収される都市計画税を含む）の納期前の納付に係る報償金については、次のとおりとします。
  - ① 交付率については、100分の0.35とします。
  - ② 交付額については、税目ごとに納税者一人当たり50万円を限度とします。
- (3) 税務証明手数料については、住民票等の手数料に準じます。

### 北魚沼6か町村合併協議会（新潟県）

- 1 住民税の申告受付は、基本的には現在の6庁舎で行う。ただし、広神村、守門村、入広瀬村については、当分の間現行のとおり集落に出向する。
- 2 納税貯蓄組合並びに全納報奨金制度及び入湯税納税報奨金制度については、合併までに廃止する。

### 西彼北部地域合併協議会（長崎県）

- 納税組合については、新市に引き継ぎ、必要に応じて合併後に調整する。
- 納期前納付報奨金については、廃止の方向で合併までに調整する。
- 納税報奨金等については、合併までに調整する。
- 口座振替については、実施の方向で合併までに調整する。

### 宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会（愛媛県）

- 1 個人市町民税及び固定資産税に係る納期前納付報奨金については、次のとおり取り扱う。
  - ① 報奨率については、100分の0.5とする。
  - ② 該当納期（月数）については、全期前納方式による算定とする。
  - ③ 限度額については、宇和島市の例により、合併時までに調整する。
- 2 納税貯蓄組合への補助金（奨励金）については、納税貯蓄組合法に基づき、新市移行後速やかに調整する。
- 3 口座振替制度については、現行のまま新市に引き継ぐ。

### 上五島地域5町合併協議会（長崎県）

- 個人町民税、固定資産税、軽自動車税の納期は、合併までに調整する。ただし、合併初年度については、旧町の例による。
- 法人町民税、町たばこ税、特別土地保有税の納期は、5町相違ないため現行のとおりとする。
- 鉦産税の納期は、若松町、奈良尾町の例による。入湯税の納期は、新魚目町、奈良尾町の例による。
- 納税組合は、現行どおり新町に引き継ぐ。報奨金は、合併までに調整する。
- 口座振替は、全税目口座振替制度を導入する。必要な事項は合併までに調整する。
- その他、集合徴収については、合併までに調整する。ただし、合併初年度については旧町の例による。

### 邑久郡合併協議会（岡山県）

- 前納報奨金については、合併時に廃止する。
- 督促手数料及び口座振替制度については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

○ 納税関係事業の取扱いについて

1 市 6 町調整方針

- 1 個人市民税、固定資産税の前納報奨金については、合併後の平成17年度から廃止する。
- 2 現行の納税組合制度については、合併後の平成17年度から廃止する。



1 市 5 町調整方針

- 1 個人住民税、固定資産税の前納報奨金については、合併までに廃止する。
- 2 現行の納税組合制度については、合併までに廃止する。

その他事業【交通災害共済事業】の取扱いについて（協定項目 25-27-④）

その他事業【交通災害共済事業】の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

- 1 交通災害共済事業については、国分市を除く5町は鹿児島県町村交通災害共済組合及び構成団体と協議を行い、合併の日の前日に当該組合から脱退し、平成18年度より新市直轄事業として実施する。
- 2 共済掛け金の額及び給付内容は、平成18年度より5町の方式に統一する。
- 3 小、中学生、高齢者に対する免除制度は、新市において健全な事業運営のあり方を含め検討する。

平成16年11月19日 提出

始良中央合併協議会  
会長 鶴丸 明人

始良中央合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-27-④ その他事業	交通災害共済制度
調整方針	1 交通災害共済事業については、国分市を除く5町は鹿児島県町村交通災害共済組合及び構成団体と協議を行い、合併の日の前日に当該組合から脱退し、平成18年度より新市直轄事業として実施する。 2 共済掛け金の額及び給付内容は、平成18年度より5町の方式に統一する。 3 小、中学生、高齢者に対する免除制度は、新市において健全な事業運営のあり方を含め検討する。	

各市町の現況（交通災害共済制度）				
項目	国分市	横川町	牧園町	霧島町
方式	市直轄（特別会計運用） 国分市交通災害共済特別会計	町村会交通災害共済組合へ加入 鹿児島県町村交通災害共済組合横川	町村会交通災害共済組合へ加入 鹿児島県町村交通災害共済組合牧園	町村会交通災害共済組合へ加入 鹿児島県町村交通災害共済組合霧島
目的	交通事故により被害を受けた者の救済	交通事故により被害を受けた者、 またはその遺族の救済	交通事故により被害を受けた者、 またはその遺族の救済	交通事故により被害を受けた者、 またはその遺族の救済
加入資格	市内に住民登録、または外国人登録している者	町内に住民登録、または外国人登録している者	町内に住民登録、または外国人登録している者	町内に住民登録、または外国人登録している者
共済期間	4月1日～3月31日	4月1日～3月31日	4月1日～3月31日	4月1日～3月31日
共済会費（掛け金）	年：365円	年：500円	年：500円	年：500円
免除等	小、中学生及び当該年度の4月1日現在で70歳以上の者	該当なし	該当なし	該当なし
見舞金	死亡—900,000円 傷害見舞金—10,000円 入院見舞金一日：700円 （180日超：126,000円加算） 通院見舞金一日：600円 （180日超：108,000円加算）	死亡—1,000,000円 治療実日数180日以上—180,000円 150日以上180日未満—135,000円 120日以上150日未満—115,000円 90日以上120日未満—95,000円 60日以上90日未満—75,000円 30日以上60日未満—55,000円 15日以上30日未満—35,000円 7日以上15日未満—25,000円	死亡—1,000,000円 治療実日数180日以上—180,000円 150日以上180日未満—135,000円 120日以上150日未満—115,000円 90日以上120日未満—95,000円 60日以上90日未満—75,000円 30日以上60日未満—55,000円 15日以上30日未満—35,000円 7日以上15日未満—25,000円	死亡—1,000,000円 治療実日数180日以上—180,000円 150日以上180日未満—135,000円 120日以上150日未満—115,000円 90日以上120日未満—95,000円 60日以上90日未満—75,000円 30日以上60日未満—55,000円 15日以上30日未満—35,000円 7日以上15日未満—25,000円
請求期間	事故の発生した時から1年	事故の発生した時から2年	事故の発生した時から2年	事故の発生した時から2年
審査会	国分市交通災害共済審査会を設置	上記組合にて審査業務を行う	上記組合にて審査業務を行う	上記組合にて審査業務を行う
加入者数（人）	30,828	4,089	6,426	3,871
加入率（加入者数÷人口）	58.53%	75.93%	68.64%	65.90%
収入（会費、掛け金）（円）	4,989,550	2,044,500	3,213,000	1,935,500
支出（見舞金）（円）	9,246,400	1,520,000	1,380,000	1,345,000
見舞金支払い件数（件）	120	28	19	21
一般会計支出額（円）	2,156,785	0	0	0
基金取崩し額（円）	2,193,000	0	0	0

※加入者数、加入率は平成14年4月1日現在である。

※収入、支出、見舞金支払い件数、一般会計支出額、基金取崩し額は、平成14年度決算額による。

始良中央合併協議会の調整内容

参考資料

協議事項	25-27-④ その他事業	交通災害共済制度
調整方針	1 交通災害共済事業については、国分市を除く5町は鹿児島県町村交通災害共済組合及び構成団体と協議を行い、合併の日の前日に当該組合から脱退し、平成18年度より新市直轄事業として実施する。 2 共済掛け金の額及び給付内容は、平成18年度より5町の方式に統一する。 3 小、中学生、高齢者に対する免除制度は、新市において健全な事業運営のあり方を含め検討する。	

各市町の現況（交通災害共済制度）			
項目	隼人町	福山町	調整の具体的内容
方式	町村会交通災害共済組合へ加入 鹿児島県町村交通災害共済組合隼人支	町村会交通災害共済組合へ加入 鹿児島県町村交通災害共済組合福山支	1 交通災害共済事業については、国分市を除く5町は鹿児島県町村交通災害共済組合及び構成団体と協議を行い、合併の日の前日に当該組合から脱退し、平成18年度より新市直轄事業として実施する。 2 共済掛け金の額及び給付内容は、平成18年度より5町の方式に統一する。 3 小、中学生、高齢者に対する免除制度は、新市において健全な事業運営のあり方を含め検討する。
目的	交通事故により被害を受けた者、またはその遺族の救済	交通事故により被害を受けた者、またはその遺族の救済	
加入資格	町内に住民登録、または外国人登録している者	町内に住民登録、または外国人登録している者	
共済期間	4月1日～3月31日	4月1日～3月31日	
共済会費（掛け金）	年：500円	年：500円	
免除等	該当なし	該当なし	
見舞金	死亡—1,000,000円 治療実日数180日以上—180,000円 150日以上180日未満—135,000円 120日以上150日未満—115,000円 90日以上120日未満—95,000円 60日以上90日未満—75,000円 30日以上60日未満—55,000円 15日以上30日未満—35,000円 7日以上15日未満—25,000円	死亡—1,000,000円 治療実日数180日以上—180,000円 150日以上180日未満—135,000円 120日以上150日未満—115,000円 90日以上120日未満—95,000円 60日以上90日未満—75,000円 30日以上60日未満—55,000円 15日以上30日未満—35,000円 7日以上15日未満—25,000円	
請求期間	事故の発生した時から2年	事故の発生した時から2年	
審査会	上記組合にて審査業務を行う	上記組合にて審査業務を行う	
加入者数	13,254	3,374	
加入率（加入者数÷人口）	35.99%	45.68%	
収入（会費、掛け金）	6,627,000	1,687,000	
支出（見舞金）	7,765,000	3,360,000	
見舞金支払い件数	94	26	
一般会計支出額	0	0	
基金取崩し額	0	0	

※加入者数、加入率は平成14年4月1日現在である。

※収入、支出、見舞金支払い件数、一般会計支出額、基金取崩し額は、平成14年度決算額による。

## 先進事例

### ・川薩地区法定合併協議会（鹿児島県）

鹿児島県町村交通災害共済組合については、当該組合及び構成団体の協議を行い、合併の日の前日に組合から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。

### ・宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会（愛媛県）

交通災害共済事務については、合併時に統一する。

### ・西条市・東予市・小松町・丹原町合併協議会（愛媛県）

愛媛県市町村交通災害共済組合については、合併の日の前日を持って脱退し、新市において合併の日に参加するものとする。

### ・北魚沼7か町村合併協議会（新潟県）

- 1 加入申込書の作成は、1月1日を基準日とし小出町の例による。
- 2 加入申込書配布、会費徴収は嘱託員に依頼し、報酬は直接支払う。

## 交通災害共済免除制度試算表

表A（単位：円）

	小、中学生	掛け金額	免除額
横川町	381	365	139,065
牧園町	835	365	304,775
霧島町	595	365	217,175
隼人町	3,832	365	1,398,680
福山町	798	365	291,270
合計	6,441	365	2,350,965

表B（単位：円）

	小、中学生	掛け金額	免除額
国分市	5,909	500	2,954,500
横川町	381	500	190,500
牧園町	835	500	417,500
霧島町	595	500	297,500
隼人町	3,832	500	1,916,000
福山町	798	500	399,000
合計	12,350	500	6,175,000

※国分市が現在、小、中学生の会費（掛け金）を免除し、免除相当額を一般会計から特別会計へ繰り入れている。他の5町で同様の措置をとった場合、いくら必要か試算をした。（表A）

※表Aの児童、生徒数で新市で500円の掛け金を免除した場合、一般会計予算でいくら必要か試算した。（表B）

※各数値は平成14年4月1日現在とした。

## 交通災害共済事業 年次比較表

		平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	
加入者(人)		32,470	32,784	32,322	31,894	30,828	26,486	
内 訳 ( 人 )	一般加入者	21,241	21,269	20,660	19,977	18,649	13,963	
	免除者	小中学生	5,866	5,904	5,866	5,893	5,909	6,008
		70歳以上	5,363	5,611	5,796	6,024	6,270	6,515
		合計	11,229	11,515	11,662	11,917	12,179	12,523
収 入 ( 円 )	共済会費収入	7,752,965	7,511,335	7,281,385	6,824,405	4,989,550	4,886,985	
	一般会計繰入金	2,141,090	2,154,960	2,141,090	2,150,945	2,156,785	2,192,920	
	その他	1,409,800	338,311	1,838,532	961,658	224,272	81,259	
	合計(A)	11,303,855	10,004,606	11,261,007	9,937,008	7,370,607	7,161,164	
支 出 ( 円 )	見舞給付金	11,171,800	7,239,100	9,333,100	8,926,000	9,246,400	5,499,400	
	事務費	1,203,875	1,013,010	999,695	870,231	316,596	635,287	
	合計(B)	12,375,675	8,252,110	10,332,795	9,796,231	9,562,996	6,134,687	
差し引き(A)-(B)		-1,071,820	1,752,496	928,212	140,777	-2,192,389	1,026,477	
基金とりくずし額		1,320,000	0	0	0	2,193,000	0	
基金積み立て額		182,000	90,000	85,000	33,000	83,000	80,000	
見舞金内容	請求件数	119	129	131	118	120	103	
	死亡	6	1	4	4	4	1	

(説明)

・取り崩しについて  
取り崩しの原因は、死亡請求が多いことである。

・積み立てについて  
積み立ての原資は基金であり、その利子を積み立てている。

・会費収入について  
会費収入が急激に落ち込んだ原因は主に、取りまとめの廃止と考えられる。

・一般会計繰入金とは？  
小中学生は会費免除としているので、その分の会費を一般会計から繰り入れるお金のこと。

・事務費(H15)について  
H14より増えているのは、郵送費を係の予算に計上したため。  
郵送費は約320,000円だった。

・事務費(H14～)について  
前年度より大幅に削減されているのは、人件費を削減したため。(事務補佐員1名分)

交通災害共済見舞金の支払状況及び基金残高

年度	請求件数	支払額	積立額	基金元金	基金繰入金	基金残高
昭和43	60	1,115,000	0			0
44	94	5,045,000	0			0
45	127	5,700,000	0			0
46	112	5,840,800	0			0
47	119	3,144,040	0			0
48	111	3,306,660	0			0
49	105	2,547,920	3,500,000			3,500,000
50	76	1,735,040	2,655,000			6,155,000
51	78	4,010,800	2,222,000			8,377,000
52	104	2,258,600	2,381,000			10,758,000
53	80	3,574,250	4,633,000			15,391,000
54	127	7,791,050	2,917,000			18,308,000
55	102	4,972,140	920,000			19,228,000
56	88	5,363,960	5,549,000			24,777,000
57	125	7,900,700	4,202,000			28,979,000
58	125	7,816,100	1,946,000			30,925,000
59	133	9,813,535	1,673,000	32,598,000	2,500,000	30,098,000
60	153	8,994,600	4,732,000			34,830,000
61	162	9,890,900	1,656,000			36,486,000
62	131	11,067,900	3,119,000			39,605,000
63	148	10,513,400	2,181,000			41,786,000
平成元	124	9,121,500	0			41,786,000
2	146	12,918,240	2,765,000			44,551,000
3	150	11,184,400	1,805,000			46,356,000
4	161	10,004,400	4,568,000			50,924,000
5	154	10,804,700	2,317,000	53,241,000	1,740,000	51,501,000
6	164	13,018,800	1,836,000	53,337,000	4,536,000	48,801,000
7	139	12,134,100	1,069,000	49,870,000	3,805,000	46,065,000
8	142	11,495,200	605,000			46,670,000
9	143	8,933,500	221,000			46,891,000
10	119	11,171,800	394,000			47,285,000
11	129	7,239,100	90,000	47,375,000	1,320,000	46,055,000
12	130	9,296,100	85,000			46,140,000
13	118	8,926,000	33,000			46,173,000
14	120	9,246,400	83,000	46,256,000	2,193,000	44,063,000
15	103	5,499,400	80,000			44,143,000



○ その他事業【交通災害共済】の取扱いについて

1市6町調整方針

- 1 交通災害共済事業については、国分市を除く6町は鹿児島県町村交通災害共済組合及び構成団体と協議を行い、合併の日の前日に組合から脱退し、現在の国分市方式に合わせ新市直轄事業として実施する。
- 2 共済掛け金の額は、500円に統一し、給付内容については合併までに調整する。
- 3 国分市の小、中学生、高齢者に対する免除制度は、合併時に一旦廃止し、その後新市において、健全な事業運営のあり方を含め検討する。



1市5町調整方針

- 1 交通災害共済事業については、国分市を除く5町は鹿児島県市町村交通災害共済組合及び構成団体と協議を行い、合併の日の前日に当該組合から脱退し、平成18年度より新市直轄事業として実施する。
- 2 共済掛け金の額及び給付内容は、平成18年度より5町の方式に統一する。
- 3 小、中学生、高齢者に対する免除制度は、新市において健全な事業運営のあり方を含め検討する。